さいたま市告示第1345号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R4市道M-507 号線)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月5日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令 和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 契 約 | 整理番号 | 0 4 - 4 4 6 5 - 3 3 |
|------------|--|---|
| | 方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | スマイルロード整備工事 (R4市道M-507号線) |
| | 場所 | さいたま市緑区大字中尾地内 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年1月31日まで |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 185.6m 幅員 4.8~6.2m 道路土工一式 舗 |
| 194.女 | | 装工 舗装打換工 舗装版破砕 917 ㎡ 下層路盤 917 ㎡ 上層路盤 917 ㎡ 表層 917 ㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式 |
| 予定 | 価格(税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年9月14日(水)午前9時から |
| | | 令和4年9月16日(金)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年9月20日(火)午前9時から |
| | | 令和4年9月21日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | 令和4年9月22日(木)午後3時10分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 C級 |
| 加 | ,,,,, | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ا الله الله الله الله الله الله الله ال |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑 |
| | | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 |
| | | (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ |
| | | た実績があること。 |
| | | (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 |
| | | 工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 |
| | | を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知 |
| | | 日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 | |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月5日(月)から |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和4年9月 5日(月)午前9時から |
| 音等 | | 令和4年9月13日(火)午後5時まで |
| -,1 | 質問回答期日 | 令和4年9月16日(金) |
| 保証 | 金及び支払方法 | ○ 八 札 保 │ 免除 ○ 契 約 保 │ 要 ○ 前金払 │ 有 ○ 部分払 │ 有 |
| | | 証金 証金 |
| | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| その | | る。 |
| その | | |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 する。 |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| | 担当課 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| | 担当課 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 |
| | 担当課 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224 |
| 工事 | 担当課担当課 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 |
| 工事 | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224 |

| 却幼 | 整理番号 | 0 4 - 4 3 6 5 - 8 5 |
|------------------|---|--|
| | | ○4-4303-85 一般競争入札(電子) |
| | | |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 道路修繕工事(R4市道イワ123号線) |
| | 場所 | さいたま市岩槻区大字末田地内外 |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月3日まで |
| 概要 | • | 概算数量発注方式による発注 延長 325.0m 幅員 5.5m 舗装工【夜間】 路面 |
| | | 切削 (平均切削厚 t=5 cm) 1800 m 切削オーバーレイ (平均切削厚 t=7 cm、 |
| | | 再生粗粒度 As、t=7 cm)1790 m² 表層(改質 II 型密粒度 As、t=5 cm)1806 m² |
| | | 付帯工【夜間】一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | :制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年9月14日(水)午前9時から |
| | | 令和4年9月16日(金)午後5時まで |
| 入 | | 令和4年9月20日(火)午前9時から |
| , , , u | · 🗗 1/2 111 1 | 令和4年9月21日(水)午後5時まで |
| 開北 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| ガリ 作し | v/-/m 川 | 令和4年9月22日(木)午後3時20分 |
| | 名簿登載業種等 | |
| 参 | 和得望製耒悝守 | 舗装工事業 B級 |
| 加資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 貝 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 111 | | E ₀ |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| ⇒пı | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9月5日(月)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月 5日(月)午前9時から |
| 書 | 只用人口利用 | 令和4年9月13日(火)午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年9月16日(金) |
| <i>{</i> ₽ ≢⊤ | | |
| ᇔ | 金及び支払方法 | ↑ 入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 |
| , 1 + HIL | | ta |
| | , fish | 証金 証金 証金 おひた辺みてものまた。 |
| | 他 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | 他 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| | 他 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| その | 也 担当課 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| その 工事 | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| その 工事 | 担当課 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 |

| 却欽 | 整理番号 | 04-4365-86 |
|------------------|--|--|
| | , | - 一般競争入札 (電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| <u> 多ル</u> 工事 | | 道路修繕工事(R4市道21753号線) |
| | | |
| | 場所 | さいたま市見沼区大字膝子地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月8日まで |
| 概要 | • | 概算数量発注方式による発注 延長 320.0m 幅員 6.0m 舗装工 路面切削(平 均切削厚 t=5 cm) 12 m 切削オーバーレイ(平均切削厚 t=12 cm、再生粗粒度 As、t=7 cm) 1920 m 表層(再生密粒度 As、t=5 cm) 1930 m 付帯工一式 |
| 予定 | (価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | :制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年9月14日(水)午前9時から |
| | | 令和4年9月16日(金)午後5時まで |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年9月20日(火)午前9時から |
| | | 令和4年9月21日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | • | 令和4年9月22日(木)午後3時30分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | \\ \alpha_\circ\\ \\ \alpha_\circ\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | /// 12:27-24 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 1条公言且にわいし、 質怜有名簿に食載された甲頡事業所の所住地の下記に示す券 1 |
| | | 本公古りにおいて、質恰有名溥に登載された甲請事業所の所任地が上記に示り要 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 2に掲げるもの以 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| ⇒n. | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から |
| 計図書 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)午前9時から |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)年前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月13日(火)午後5時まで 令和4年9月16日(金) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月5日(月)から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日金及び支払方法 他 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課電話 048-646-3223 |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日金及び支払方法 他 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課電話 048-646-3223 |

さいたま市告示第1346-2号

さいたま市の発注する「道路修繕工事(R4市道M-685号線)」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月5日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。
- 2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」(以下「総合評価方式ガイドライン」という。)及び「総合評価方式に係る入札説明書」(以下「入札説明書」という。)による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

- 3 技術資料の提出及び審査
 - (1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も 高い者(以下「第一順位者」という。)は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成 し、財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出すること。
 - (2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。
 - (3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。
 - (4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。
 - (5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。
- 4 入札参加資格の確認
 - (1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める

条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格等確認資料
- イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
- ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
- エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険 等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用 除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で 変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付するこ と。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 5 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなけ

れば、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点 を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、第一順位者決定の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 8 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 9 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第 1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該 工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱(平成18年さいたま市制定)、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル(入札参加者用)、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 契約 | 整理番号 | 04-4465-32 |
|-----------------------------|---|--|
| | | 一般競争入札 (電子・特別簡易型総合評価方式) |
| 参加 | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | :名 | 道路修繕工事(R4市道M-685号線) |
| 工事 | :場所 | さいたま市緑区東浦和1丁目地内 |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月17日まで |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 129.9m 幅員 3.1~13.2m 舗装工 切削オ |
| | | ーバーレイ 890 ㎡ 基層 890 ㎡ 表層 890 ㎡ 区画線エー式 付帯エー式 交通 管理エー式 |
| 予定 | (| 事後公表 |
| | 基準価格 | 設定する(失格基準有) |
| | 申請受付期間 | 令和4年9月14日 (水) 午前9時から |
| _ , | 1 411 2014 771114 | 令和4年9月16日(金)午後5時まで |
| 入村 | .書提出期間 | 令和4年9月20日(火)午前9時から |
| | | 令和4年9月21日(水)午後5時まで |
| 開相 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | 200 / 20 = 1 · · · · | 令和4年9月22日(木)午後3時40分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 |
| 勿加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ₹. |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | » = ». | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | |
| | | 件を摘たすこと。 |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| ⇒九 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| 設計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修 |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月5日(月)午前9時から |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。 |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払 有部分払 有 |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払有 で本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 並金 |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 |
| 計図書等 保 そ 工 車 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課電話 048-840-6224 |
| 計図書等 保 そ 工 車 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道M-685号線)).pdf」ファイルを参照すること。令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月13日(火)午後5時まで令和4年9月16日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 |

さいたま市告示第1347号

さいたま市の発注する「上戸井橋(下り)補修工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月5日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア 上戸井橋(下り)補修工事 |
|------|------------------------------------|
| | イ 大宮停車場大成線(駅前工区)道路整備工事 |
| | ウ 大原スポーツ広場排水施設改良工事 |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 契約 | 整理番号 | 04-4356-79 | | | | |
|---------------------|---|---|--|--|--|--|
| | .方法 | 一般競争入札 (電子) | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | |
| 工事 | | 上戸井橋(下り)補修工事 | | | | |
| | | さいたま市岩槻区大字笹久保新田地内外 | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで | | | | |
| 概要 | | 塗替塗装工 2260 ㎡ 断面修復工 1 構造物 ひび割れ補修工 1 構造物 橋梁防護 | | | | |
| <i>M</i> | | # 1 96m 橋梁高欄工 96m 舗装工 車道部 982 ㎡ 歩道部 182 ㎡ 橋面防水工 756 ㎡ 伸縮継手装置取替工 25. 2m | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 215,864,000円 | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年9月21日(水)午前9時から | | | | |
| <i>>></i> /JF | 1.1. 阳 文 [1 29][6] | 令和4年9月26日(月)午後5時まで | | | | |
| ス お | .書提出期間 | 令和4年9月27日(火)午前9時から | | | | |
| / \ / [| | 令和4年9月28日 (水) 午後5時まで | | | | |
| 盟お | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| ZIJ (I L | IV MINING HIN | 令和4年9月29日(木)午後1時30分 | | | | |
| <u> </u> | 名簿登載業種等 | 十木工事業 S級 | | | | |
| 参 加 | 141号亚教术1里寸 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | 77111111111111111111111111111111111111 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - | | | | |
| 設刊 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | | |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から | | | | |
| 計図書 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月) 年前9時から | | | | |
| 計 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)年前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)年前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) | | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日金及び支払方法 他 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日金及び支払方法 他 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) | | | | |

| 却处 | 敷理采旦 | 0.4 - 9.295 - 4 |
|--------------|--|--|
| | 整理番号 | 04-3385-4 |
| | .方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | • | 大宮停車場大成線(駅前工区)道路整備工事 |
| | 場所 | さいたま市大宮区桜木町1丁目地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 土工一式 排水工一式 縁石工一式 舗装工一式 防護柵工一式 道路付属施設 工一式 道路植栽工一式 付帯工一式 撤去工一式 仮設工一式 安全管理一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 92,686,000円 |
| 最低 | :制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年9月21日 (水) 午前9時から 令和4年9月26日 (月) 午後5時まで |
| 入 杉 | | 令和4年9月27日(火)午前9時から |
| / \ 1 | | 令和4年9月28日 (水) 午後5時まで |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| IMI (TL | 」、小加川人 O. H 时 | 令和4年9月29日(木)午後1時40分 |
| /- | 名簿登載業種等 | 十十十二事業 S級 |
| 参加 | /4 (导 丛 鷝 木 /里 寸 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 泖 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | 「負俗有力得」という。)に、上心にかり未僅及び守板で登取された有でめること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | 別任地区分 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | |
| | | |
| | 施工宝繕竿 | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - |
| 設 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 |
| 計 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)年前9時から |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月20日(火)午後5時まで |
| 計 図 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)年前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月20日(火)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等保証の | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) |
| 計図書等保証の | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 |
| 計図書等保証の | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |
| 計図書等 保 そ 工事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 |
| 計図書等 保 そ 工事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 |

| 211 25 | 整理番号 | 04-1746-4 |
|---------------|--|---|
| | <u> </u> | ○4-1740-4 一般競争入札(電子) |
| | | |
| - | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | • | 大原スポーツ広場排水施設改良工事 |
| | 場所 | さいたま市浦和区大原3丁目地内 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月17日まで |
| 概要 | | 公園土工一式 排水施設工一式 集水桝5基 浸透側溝509m ボックスカルバ ート16m 暗渠集水管1506m 付帯工一式 撤去工一式 仮設工一式 |
| 予定 | [価格(税込) | 事後公表 |
| 最低 | :制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年9月21日(水)午前9時から 令和4年9月26日(月)午後5時まで |
| 入村 | | 令和4年9月27日(火)午前9時から |
| , ,,, | . E 1/C E /// 11/1 | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 開却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 1214.J.F | A SANTIA O HIN | 令和4年9月29日(木)午後1時50分 |
| 4 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 |
| 参加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | 77111111111111111111111111111111111111 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 本公百日において、資格有石海に登載された中間事業所の所任地が上記に示す安 件を満たすこと。 |
| | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 施工実績等 2に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| ⇒n. | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 |
| 計図 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月) 年前9時から |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)年前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月5日(月)から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から 令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 |
| 計図書等保証のの | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| 計図書等保証のの | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月)入れ保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払 有部分払 有証金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 計図書等保証の | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課 |
| 計図書等 保証 その 工事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金 |
| 計図書等 保証 その 工事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金 有 第分払 有 正金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 計図書等 保証 その 工事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金 |

さいたま市告示第1365号

さいたま市の発注する「岩槻本町保育園解体工事」ほか9件の一般競争入札について、次のとおり 公告する。

令和4年9月12日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令 和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| | 敷理采旦 | 0.4-1.45.2-9 |
|------------|--|--|
| | D整理番号 | 04-1453-8 |
| | . 方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 岩槻本町保育園解体工事 |
| | 場所 | さいたま市岩槻区本町2丁目5番5号 |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月22日まで |
| 概要 | | 解体工事 延べ面積 350.08 m S 造 地上1階建て その他外構、工作物の解 |
| | | 体 |
| 予定 | (| 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和4年9月21日(水)午前9時から |
| | | 令和4年9月26日(月)午後5時まで |
| 入村 | .書提出期間 | 令和4年9月27日(火)午前9時から |
| | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 1213 1 6 | | 令和4年9月29日(木)午後2時00分 |
| -/-> | 名簿登載業種等 | 解体工事業 |
| 参加 | 石舟立教术性寸 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。 |
| 格 | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | 771年起四万 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 本公司において、賃借有名簿に登載された申請事業所の所任地が上記に小り安 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の解体工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 旭 工 天 祺 守 | 本市発住の解体工事について、本公百日以前る箇月において、通知した「工事元 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | |
| | 01-111771 011 | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | る。 - |
| | 外に提出を要する | |
| | 外に提出を要する 書類 | |
| 設 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | - 電子配布 令和4年9月12日(月)から |
| 計図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 節金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | = 子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | = 子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 する。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 が本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 |
| 計図書等保証で | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 電子配布 |
| 計図書等保証で | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 人札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 計図書等 保 そ 工 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 電子配布 |

| | 整理番号 | 04-4468-9 |
|-------------------|--|--|
| | .方法 | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 高沼用水路東縁舗装改修工事(南河 R 4) |
| | | さいたま市中央区新中里3丁目地内 |
| | ·朔間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| <u>假1</u>] 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 308.9m 舗装工一式 上層路盤 (RC-40、t |
| | | =100mm)545 ㎡ 歩道舗装(着色ポーラスコンクリート舗装、t=80mm)545 ㎡ |
| 予定 | (価格 (税込) | 24,222,000円 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和4年9月21日(水)午前9時から |
| | | 令和4年9月26日(月)午後5時まで |
| 入札 | 上書提出期間 | 令和4年9月27日(火)午前9時から |
| | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 開札 | 」の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和4年9月29日(木)午後2時10分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑 |
| | | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | |
| | | │成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って│ |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2に掲げるもの以 | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 外に提出を要する | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| ⇒n. | 外に提出を要する 書類 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 |
| 計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から |
| 計図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 |
| 計図書等 保 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月20日(火)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 保 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| 計図書等 保 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 人札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課電話 048-840-6231 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | |

| 契約 | 整理番号 | 0 4 - 4 3 | 3 6 5 - 8 | 8 | | | | | |
|-------------------|-----------------|------------------------|----------------------------|---|------------------------------|------------------|-------------------|---|----------------|
| | <u></u> 方法 | 一般競争力 | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | <u> </u> | | | | | |
| 工事 | | 1 11 217 | ュード整備 | 工事(R 4 | 4 市道イワ | 2 4 8 号網 | | | |
| | | | | <u>: , </u> | | | 1-7 | | |
| 履行 | | 契約確定の | | | | で | | | |
| 概要 | | 概算数量系 水構造物工 型集水桝 | 経注方式に 二 長尺 U (深 550) | よる発注 形側溝(注 4 箇所 舗 | 延長 313 深 300) 54 i装工 表 | .5m 幅員 3m L型長 | 尺 U 形側 粒度 As-: | m 道路土工 溝(深 300) 20、t=5 cm) Ľ一式 | 34m 角 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年9 | 月21日 | 1(水)午前 | 前9時から | ı | | | |
| | | 令和4年9 | 月26日 | 1(月)午往 | 後5時まで | 3 | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年9 | 月27日 | 1(火)午前 | 前9時から | ı | | | |
| | | 令和4年9 | 月28日 | 1(水)午往 | 後5時まで | \$ | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市 | 7浦和区常 | 盤6丁目 | 4番4号 | さいたま市 | 7役所 7 | 人 札室 | |
| | | 令和4年9 | 月29日 | <u>(木)</u> 午往 | <u> </u> | 分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 | N A級 | | | | | | |
| 加資格 | | | | | | | | 参加資格者名 登載された者 | |
| | 所在地区分 | | 7西区、北 | (区、大宮 | 区、見沼区 | 、岩槻区、 | 桜区又に | は浦和区に、 | 本店を有 |
| | | しているこ | | | | | | | |
| | | 本公告日に | こおいて、 | 資格者名紹 | 摩に登載さ | れた申請事 | 事業所の 戸 | 所在地が上記 | に示す要 |
| | | 件を満たす | こと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以 | 成検査結果 | 具及び工事 | F成績評定約 | 吉果通知書 | 」の「評定 | ヹ点合計」 | て、通知した が 6 5 点を D通知日を基 | 下回って |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | |
| | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9 | 日19日 | 1 (日) かが | ` | | | | |
| 武図 | 質問受付期間 | 令和4年9 | | | | | | | |
| 書 | 貝미文刊朔间 | 令和4年9 | | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年9 | | | 友り时よく | | | | |
| /兄 弐ご | 貝向回各朔口 | 入札保 | | 契約保 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| 不皿 | 並及い文仏方伝 | 証金 | 允怀 | 証金 | 女 | 刊並14 | 行 | H177 14 | 1月 |
| その | ΔΗ | | + 「 ナ ル | | | - | | 型)」の対象 | 安化であ |
| -(0) | JIE. | る。 | *, 'C' | ·/こみ 山地! | / | 上事 (又) | 다면 제 포크 | 上)」 ジスパラ | (* |
| | | |] 「建設 | ; キャリア [、] | アップシス | テム活用キ | -デルT耳 | 事」である。 | |
| | | | • | | | | | #」(める。 (発注者指定 | ☑型)」の |
| | | 対象案件で | • • - • | · // // // // | 日子の一日本 | 1 / 2 11/1/1/1/ | , シハユーザ | () IT. D 1D V | / 1 */ |
| 丁重 | 担当課 | | | 敷町1丁 | 目 1 9 4 釆 | : † 1 | | | |
| ユザ | ≒⊒₩ | | | : | | | | | |
| | | 電話 04 | | | | :11111 | | | |
| 却幼 | 担当課 | | | : 0 - 3 2 . 3盤 6 丁目 4 | | | | | |
| プマボリ | 15 3 床 | | | 盤 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 電話 04 | 8 – 8 2 | 9-11 | 5 U | | | | |

| ŧл «А | 」整理番号 | 0 4 - 4 3 6 5 - 8 7 | | | | |
|----------------------|---|---|--|--|--|--|
| | 」 <u> </u> | ○4-4365-87 一般競争入札(電子) | | | | |
| | | | | | | |
| | 1形態 | 単体企業 | | | | |
| 工事 | | スマイルロード整備工事(R4市道3560号線) | | | | |
| | 場所 | さいたま市岩槻区大字浮谷地内 | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | |
| 摡要 | Ĭ | 概算数量発注方式による発注 延長 335.5m 幅員 2.5~3.0m 道路土工一式 舗装工(歩道) 表層(透水性 As、t=4 cm) 774 ㎡ 路盤(RC-40、t=10 cm) 774 ㎡ フィルター層(再生砂、t=10 cm) 774 ㎡ 表層(再生密粒度 As-13、t=5 cm) 118 ㎡ 路盤(RC-40、t=25 cm) 118 ㎡ 撤去工一式 付帯工一式 | | | | |
| 予定 | (税込) | 事後公表 | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和4年9月21日(水)午前9時から | | | | |
| | | 令和4年9月26日(月)午後5時まで | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年9月27日 (火) 午前9時から | | | | |
| | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| , - | 200 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 令和4年9月29日(木)午後2時30分 | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 | | | | |
| <i></i> 加 | Common Description of | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | اد. المادين ا | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | | |
| | | 区)に、本店を有していること。 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について 本公告日以前3箇月において 通知した「工事会 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | | |
| 計 図 書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から | | | | |
| 計 図 書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)年前9時から | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) | | | | |
| 設計図書等に記している。 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 計図書等 呆証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| 計図書等に記して | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| 計図書等に記して | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 前金払 「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| 計図書等に記して | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 混 で 工 工 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 混 で 工 工 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月12日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月)入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |

| 却 | 敷理采旦 | 0.4 - 4 | 8 5 6 - 9 | | | | | | | |
|----------------------|--------------|---|------------------------------------|------------------|--------------------|-----------|--------------|-------|--------------|--|
| 契約整理番号 | | 04-4656-8 | | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | | 岩槻区尾ヶ崎地区用水路整備工事(綾1307) | | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年2月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | | 延長 231.3m 土工一式 構造物撤去工一式 水路工 231.3m 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格 (税込) | | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年9月21日(水)午前9時から | | | | | | | | |
| | | 令和4年9月26日(月)午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年9月27日 (火) 午前9時から | | | | | | | | |
| | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | | |
| PRITE V WINING O H M | | 令和4年9月29日(木)午後2時40分 | | | | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 七木工事業 C級 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 有符立教术性寸 | | 1.4 | △和9. | 4 年 座 の キ | いたま古台 | 音色 1 1 会 | 加次枚耂夕 | · () 下 | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | | | |
| | | 「賃恰有名簿」という。)に、上記に小り業性及び寺級で登載された有であること。 | | | | | | | | |
| | 所在地区分 | こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | | | | | | |
| | 別任地区分 | | | | | | | | | |
| | | 区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | LL L-+- belo | | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 | | | | | | | | |
| | | (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 | | | | | | | | |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知 | | | | | | | |
| | | 日を基準とする。 | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月12日(月)から | | | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)午前9時から | | | | | | | | |
| 書等 | | 令和4年9月20日(火)午後5時まで | | | | | | | | |
| ₹ | 質問回答期日 | 令和4年9月26日(月) | | | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 | 免除 | 契約保 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| , | | 証金 | | 証金 | | | | | | |
| その他 | | 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当す | | | | | | | | |
| | | る。 | 20 /// I NAT | - / V‐/ 111 四上 寸 | ~ 1/1 · / /IVX / H | ~ / ~ \ / | 1777 C MP 62 | シハネーナ | 1 - 12/1 - 1 | |
| 工事担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| | | さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 却 幼 扣 坐 鉀 | | 電話 048-829-1379 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| 却处 | 整理番号 | 04-6456-10 | | | | | | |
|-----------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | 登埕番5 .方法 | - 一般競争入札 (電子) | | | | | | |
| | .刀伝 形態 | | | | | | | |
| | 7 10 10 1 | 単体企業 | | | | | | |
| 工事 | | グリーンヒルうらわ屋根・外壁等修繕工事 | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市緑区馬場1丁目7番地1 | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年8月31日まで | | | | | | |
| 概要 | | グリーンヒルうらわの屋根、屋上、外壁の修繕工事 関連する内外装、電気、機 械設備の改修工事 | | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日 (木) 午前9時から | | | | | | |
| <i>></i> /VF | 1 413 22 13 793103 | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 지 치 | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から | | | | | | |
| / \ 10 | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 間扣 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| IMI (TL | · · · · · // / | 令和4年10月6日(木)午後1時30分 | | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 〒和4年10月0日 (木) 干後1時30万 建築工事業 S級 | | | | | | |
| 参 | 1 有 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | |
| 加資 | | | | | | | | |
| 格格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | |
| 114 | =c+, u, = v | E ₀ | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9月12日(月)から | | | | | | |
| 义 | 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)午前9時から | | | | | | |
| 書 | (A) | 令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) | | | | | | |
| ∤ ₽. 意元 | 金 及び支払方法 | 入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| ΜШ | 並及0.又知力位 | 江金 三元 一元 一元 一元 一元 一元 一元 一元 | | | | | | |
| 7. D | . Isla | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | |
| その | 11世 | | | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | | |
| | | 対象案件である。 | | | | | | |
| ナキ | .†□ /l/ ∃H | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市建設局建築部営繕課 | | | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | |
| | 担当課担当課 | さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | |

| → f.f. | 整理番号 | 04-4662-2 | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 方法 | 一般競争入札(電子) 単体企業 | | | | | | |
| | 形態 | | | | | | | |
| 工事名 | | 見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事 | | | | | | |
| 工事: | 場所 | さいたま市北区見沼2丁目94番地 | | | | | | |
| 覆行: | 期間 | 契約確定の日から令和5年7月31日まで | | | | | | |
| 既要 | | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外 | | | | | | |
| 予定/ | 価格 (税込) | 297,990,000円 | | | | | | |
| 是低(| 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 多加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から | | | | | | |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 入札: | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から | | | | | | |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| | | 令和4年10月6日(木)午後1時40分 | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 建築工事業S級 | | | | | | |
| Íп | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | |
| 各 | | と。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| - | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| <u>.</u> | 外に提出を要する | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| · 设 | 外に提出を要する 書類 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 | | | | | | |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から | | | | | | |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から | | | | | | |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後 | | | | | | |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後 であっても本件入札を中止する。 | | | | | | |
| 計図書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | |
| 計図書等に最近である。 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月28日(水)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| そのイ | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 | | | | | | |
| 計図書等 証 その(事: | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | | | | | | | |
| 計図書等 証 をの(事: | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月12日(月)から 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 | | | | | | |

| 契約 |]整理番号 | 0 4 - 4 | 662-3 | | | | | | |
|------------|-------------------------------|---|---|---|--|------------|--|--|---------------|
| | | 一般競争 | | | | | | | |
| | 1形態 | 単体企業 見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事 | | | | | | | |
| 工事 | | | | | | | | | |
| 工事 | 場所 | | | 32丁目94 | | | | | |
| 履行 | 期間 | 契約確定の | り目から令 | 和 5 年 7 〕 | 月31日ま | で | | | |
| 概要 | <u> </u> | 構内交換記 設備工事- | 设備工事- -式 誘導 事-式 自 | 式 情報。 支援設備 | 表示設備工 工事一式 | 事一式 明テレビ共同 | 快像・音響 同受信設備 | 、 発電設備 學設備工事一 情工事一式 二事一式 | ·式 拡声 監視カメ |
| 予定 | (価格 (税込) | 160, | 490,0 | 00円 | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加 |]申請受付期間 | | | 日 (木) ⁴ 日 (月) ⁴ | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年 | 10月4日 | (火) 午前 | 前9時から | 1 | | | |
| | | | | (水) 午往 | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | | | 了盤 6 丁目 ₄ □ (木) 午行 | | さいたます | 7役所 力 | 人札室 | |
| <u> </u> | 名簿登載業種等 | 電気工事 | | (/1•/ [1 | × 1 m 0 0 | <i>)</i> J | | | |
| 参加資格 | 口 停 立 取 木 1 里 寸 | 本公告日1 | こおいて、 | | | | | ≷加資格者名 登載された者 | |
| | 所在地区分 | | †内に、本 | 「店を有して | ていること | 0 | | | |
| | | | こおいて、 | | | | 事業所の別 | f在地が上記 | に示す要 |
| | 施工実績等 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 成検査結り | 果及び工事 | 成績評定約 | 店果通知書 | 」の「評別 | ヹゟ゚゚ゟ゚゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚ヹ゚゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚ヹ゚゚ヹ | ご、通知したが65点をご通知日を基 | 下回って |
| | 書類 | | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | <u> </u> | | | |
| 計 | 開始期日 | | | (月) かり | | | | | |
| 図書等 | 質問受付期間 | | | (月) 午 (水) 午 | | | | | |
| 4 | 質問回答期日 | 令和4年 | 1 0月3日 | (月) | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 証金 | 免除 | 契約保 証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| 7 σ | 他 | ・「見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」の落札候補者が決まらない | | | | | | | |
| C 0, | | ときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | |
| C 02 | | | ゲリーいよ | ハノタニ十出 | ・「見沼グリーンセンター大規模改修(機械設備)工事」の落札候補者が決まら ないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | |
| ر ۷ ی | | 「見沼。 | | | | | |)洛札供補者 | rが決まら |
| (0) | | ・「見沼? ないとき! | は、開札後 | であって | も本件入札 | を中止する | 5° | | が決まら |
| | · 担 当 課 | ・「見沼? ないとき <i>l</i> ・本工事 <i>l</i> | は、開札後 は、「建設 | であってい | も本件入札 アップシス | を中止する | 5° |)洛札供補者 事」である。 | fが決まら |
| | F担当課 | 「見沼?ないとき!本工事!さいたま! | は、開札後 は、「建設 †浦和区常 | であってい オキャリアス な盤 6 丁目 4 | も本件入札 アップシス 4番4号 | を中止する | 5° | | が決まら |
| | ·担当課 | ・「見沼? ないとき <i>i</i> ・本工事 <i>i</i> さいたま ⁱ さいたま ⁱ | は、開札後 は、「建設 市浦和区常 市建設局建 | であって はキャリア が 6 丁目 4 は 年 部 設備 i | も本件入札 アップシス 4番4号 果 | を中止する | 5° | | が決まら |
| 工事 | | ・「見沼? ないとき! ・本工事! さいたま! さいたま! 電話 0.4 | は、開札後 <u>は、「建設</u> | であって はキャリア が盤6丁目 は築部設備 9-18 | も本件入札 アップシス 4番4号 果 39 | を中止する | 5° | | fが決まら |
| 工事 | F担当課 D担当課 | ・「見沼? ないと事! さいたます さいたます 電話 ひょう さいたます | は、開札後 は、「建設 方浦和区常 村建設 日本 村建 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | であって はキャリア が 6 丁目 4 は 年 部 設備 i | も本件入札 アップシス 4番4号 果 39 4番4号 契約課 | を中止する | 5° | | が決まら |

| |]整理番号 | 0 4 - 4 6 6 2 - 4 | | | | | | |
|-----------------|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 入札方法 参加形態 | | | | | | | | |
| | | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| <u>参加</u> 工事 | | 単体企業 | | | | | | |
| | | 見沼グリーンセンター大規模改修(機械設備)工事 | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市北区見沼2丁目94番地 | | | | | | |
| | f期間 | 契約確定の日から令和5年7月31日まで | | | | | | |
| 概要 | 1 | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | |
| 予定 | 至価格 (税込) | 126,720,000円 | | | | | | |
| 最低 | 品制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 |]申請受付期間 | 令和4年 9月29日 (木) 午前9時から 令和4年10月 3日 (月) 午後5時まで | | | | | | |
| 入札 | _書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から 令和4年10月5日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月6日(木)午後2時00分 | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 | | | | | | |
| が加資格 | , | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月12日(月)から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)午前9時から | | | | | | |
| 义 | | 令和4年9月28日 (水) 午後5時まで | | | | | | |
| 書 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) | | | | | | |
| 凶 書 等 | | 13 4 H T T O /1 O H (/1) | | | | | | |
| 書等 | E金及び支払方法 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| 書等 | | | | | | | | |
| 書等 | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| 書等保証 | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ご金 | | | | | | |
| 書等保証 | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 証金 前金払 有 部分払 有 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | |
| 書等保証 | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に | | | | | | |
| 書 保証 その | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | |
| 書 保証 その | E金及び支払方法)他 | 入札保 免除 契約保 要加金 前金払 有 部分払 有 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | |
| 書 保証 その | E金及び支払方法)他 | 入札保 免除 契約保 要前金払 有部分払 有 ・「見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| 書等保証その工事 | E金及び支払方法)他 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 証金 が「見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市建設局建築部設備課 | | | | | | |
| 書等保証その工事 | E金及び支払方法 の他 F担当課 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 証金 が見沼グリーンセンター大規模改修(建築)工事」又は「見沼グリーンセンター大規模改修(電気設備)工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | |

| 却約 | 整理番号 | 04-4456-27 | | | | | | |
|------|----------|---|--|--|--|--|--|--|
| | - 方法 | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | |
| 工事名 | | | | | | | | |
| | | 南浦和陸橋補修工事その6 | | | | | | |
| | 場所 | さいたま市南区文蔵1丁目地内外 | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | |
| 概要 | | 伸縮装置取替工一式 落下防止柵取付工一式 | | | | | | |
| | (価格(税込) | 58, 553, 000円 | | | | | | |
| 最低 | :制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から | | | | | | |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から | | | | | | |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| | | 令和4年10月6日(木)午後2時10分 | | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 | | | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | | |
| 格 | | と。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は岩槻区に、本店を有 | | | | | | |
| | | していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月12日(月)から | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)午前9時から | | | | | | |
| 書等 | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 4 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 免除 契 約 保 要 前 金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| | | 証金 証金 | | | | | | |
| その | 他 | 本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 | | | | | | |
| | | さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 | | | | | | |
| | | 電話 048-840-6205 | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第1366号

さいたま市の発注する「一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻Iランプ築造工事(R4)」の総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月12日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める 参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。
- 2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」(以下「総合評価方式ガイドライン」という。)及び「総合評価方式に係る入札説明書」(以下「入札説明書」という。)による。

(1) 方式

簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - (2) (1)の参加申請を行った者は、工事ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者に係る雇用関係を証明できる書類(専任を要する主任技術者、専任 の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に 3 箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確 認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (3) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状 (共同企業体取扱要綱様式第4号)
- (4) 入札参加資格確認の結果は、工事ごとに別に定める日にシステムにおいて通知する。入札参加資格がない旨の確認通知にはその理由を示す。
- (5) 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札参加資格の有無の再確認を契約課に求めることができる。再確認の期間は工事ごとに別に定める。
- 4 技術資料等の提出及び審査
 - (1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに定める入札説明書に基づき技術提案書又は技術資料(以下「技術資料等」という。)を作成し、契約課に提出すること。
 - (2) 技術資料等の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。
 - (3) 技術資料等の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行う。
- 5 落札者の決定
 - (1) 落札者は、4(3)により算出した技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者とする。
 - (2) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。
 - (3) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし、総合評価は行わない。
 - (6) 低入札価格調査において、低価格入札者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱

に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に 関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者としない。

- 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 8 余裕期間を定めている場合の工事
 - (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
 - (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に3(2)に掲げる資格確認書類と併せて、工事 開始日通知書を提出すること。
 - (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 - (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
 - (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該 工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない 者として取扱うものとする。
 - (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 10 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

11 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第 1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 技術資料等の提出をしない者が行った入札は無効とする。

12 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事総合評価方式試行要綱(平成18年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、さいたま 市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、総合評価方式ガイドライン、 さいたま市総合評価方式実施マニュアル(入札参加者用)、さいたま市電子入札運用基準、さい たま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)、さいたま市余裕

期間設定工事試行要領 (令和2年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領 (令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 恝約 | 整理番号 | 04-4459-14 |
|-------------|------------------|--|
| 入札 | | 一般競争入札(電子・簡易型総合評価方式) |
| 参加 | | 単体企業 |
| 工事 | | 一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻Ⅰランプ築造工事(R4) |
| - | | |
| 工事 | | |
| 履行 | 期 间 | 工事開始日から389日間 |
| Ant and | | 工事開始期限日は、令和5年2月13日(月) |
| 概要 | | 道路土工一式 排水構造物工一式 防護柵工 ガードレール 428m 落下物防止 |
| | | 栅 370m 標識工 12 枚 照明工 10 基 橋梁補修工 (剥落防止工) 698 ㎡ 舗装工 |
| | | 橋面防水 612 ㎡ 橋面舗装 612 ㎡ 排水性舗装 3054 ㎡ 薄層カラー舗装 662 ㎡ |
| → - | Tr. 14 (4)(37) | 区画線工 2010m |
| | 価格 (税込) | 事後公表 |
| | 基準価格 | 設定する(失格基準有) |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年9月20日(火)午前9時から |
| | | 令和4年9月22日(木)午後5時まで |
| 資格 | 確認書類受付期間 | 令和4年9月26日(月)から |
| | | 令和4年9月27日(火)まで |
| | | 各日、午前9時から午後4時まで |
| 資格 | 確認結果通知期日 | 令和4年9月29日(木) |
| 資格 | の有無の再確認期間 | 令和4年9月29日(木)から |
| | | 令和4年9月30日(金)まで |
| | | 各日、午前9時から午後4時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から |
| | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和4年10月13日(木)午後1時30分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ٤. |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 5. |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| ≑ л. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9月12日(月)から |
| 図 | | 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(一般国 |
| 図書等 | | 道463号越谷浦和バイパス鶴巻 I ランプ築造工事 (R4)).pdf ファイルを |
| 等 | | 参照すること。 |
| | 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)午前9時から |
| | 전다 스 타/제티 | 令和4年9月16日(金)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和4年9月22日 (木) |
| | 内内口の日 | PIET ON BUR VIV |

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、1ページ目です。)

| 契約整理番号 | 04 - 4 | 0 4 - 4 4 5 9 - 1 4 | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------------|---------------------|---------|-------|-------|--------|-------|------|
| 保証金及び支払方法 | 入 札 保 免除 | | 契約保 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| 証金証金 | | | | | | | | |
| その他 | ・本工事 | は、「さい | たま市余裕 | 谷期間設定 | 試行工事 | (任意着手) | 方式)」の | 対象案件 |
| | である。 | | | | | | | |
| | ・本工事 | は、「さい | いたま市週位 | 木2日試行 | 工事(発活 | i者指定型) |)」の対象 | 案件であ |
| | る。 | | | | | | | |
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」 | | | | | | 型)」の | |
| 対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 | | | | | | | | |
| | さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 | | | | | | | |
| | 電話 048-840-6212 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま | 市浦和区常 | 盤6丁目4 | 4番4号 | | | • | |
| | さいたま | 市財政局契 | 約管理部基 | 契約課 | | | | |
| | 電話 0 | 48 - 82 | 9 - 118 | 8 0 | | | | |

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、2ページ目です。)

さいたま市告示第1368号

さいたま市の発注する「一般国道 4 6 3 号越谷浦和バイパス鶴巻ランプ橋梁詳細設計業務 (R 4)」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月12日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
 - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - カ 管理技術者及び照査技術者(照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。) を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある 者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
 - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- 2 入札参加資格の確認
 - (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
 - (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
 - (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
 - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
 - (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札

候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、 入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格を もって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最 低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札 を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

| 契糸 | 7整理番号 | 04-4459-13 | | | | | | |
|--------|------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | L方法 | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| | | 単体企業 | | | | | | |
| 業務 | | 一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻ランプ橋梁詳細設計業務(R4) | | | | | | |
| | 5場所 | さいたま市緑区大字大門地内外 | | | | | | |
| | | 契約確定の日から令和5年3月22日まで | | | | | | |
| 概要 | | 道路詳細設計 (A) Aランプ (延長 0.2km) 1 区間 Fランプ (延長 0.11km) 1 区間 Jランプ (延長 0.19km) 1 区間 国道 1 2 2 号 (延長 0.64km) 1 区間 道路詳細設計 (B) 国道 1 2 2 号 (切回し道路 延長 0.15km) 1 区間 上型擁壁詳細設計 (基本・類似) 2 箇所 橋梁詳細設計 ((鋼) 3 径間連続箱桁橋 延長 155m) 1 橋 架設計画 (架設工法Ⅲ) 一式 橋台工 (逆工式橋台) (基本・類似) 2 基 橋脚工 (張出式橋脚) (基本・類似) 2 基 仮設構造物設計 (基本・類似 3 基) 4 基 C I Mモデル作成一式 | | | | | | |
| 予定 | 至価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | |
| 最但 | £制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 | 口申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から | | | | | | |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで | | | | | | |
| 入札 | 上書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から | | | | | | |
| ын · · | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 開札 | Lの場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| | 名簿登載業務 | 令和4年10月6日(木)午後2時20分 「建設コンサルタント/鋼橋上部工」、「建設コンサルタント/橋梁下部工・基 | | | | | | |
| 参加 | 名 海 | 「建設コンサルタント/ 輌橋上部上」、「建設コンサルタント/ 備架下部上・基 礎構造」及び「建設コンサルタント/ 道路」 | | | | | | |
| 加資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | |
| 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 | | | | | | |
| | 77年26年77 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を | | | | | | |
| | | 満たすこと。 | | | | | | |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「鋼構造及びコンクリ | | | | | | |
| | | 一ト部門」及び「道路部門」の登録があること。 | | | | | | |
| | 業務実績等 | 本公告日において、平成24年度以降に次の(1)及び(2)の要件を満たす設計業務を元請として完成させた実績があること(特定共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)。ただし、(1)及び(2)は同一業務でなくてよい。 (1) 橋長100m以上の道路橋 (2) 高速道路に近接する道路橋(高速道路管理者が定める制限範囲または要注意範囲に該当する設計を行ったもの。) | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 業務実績等の(2)について、制限範囲または要注意範囲に該当する設計を行った | | | | | | |
| | 外に提出を要する | ことが分かる資料 | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月12日(月)から | | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)午前9時から | | | | | | |
| 等 | 所用口 <i>体</i> # P | 令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | | | | |
| /□ =¬ | 質問回答期日 | | | | | | | |
| 保証 | E金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 | | | | | | |
| その |)他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該 資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提 出すること。 | | | | | | |
| | 5担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 | | | | | | |
| 業務 | | さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 | | | | | | |
| 業務 | | | | | | | | |
| | | 電話 048-840-6211 | | | | | | |
| | 为担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| | 力担当課 | | | | | | | |

さいたま市告示第1367号

さいたま市の発注する「浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事 (R4)」の特別 簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月12日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。
- 2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」(以下「総合評価方式ガイドライン」という。)及び「総合評価方式に係る入札説明書」(以下「入札説明書」という。)による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

- 3 技術資料の提出及び審査
 - (1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も 高い者(以下「第一順位者」という。)は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成 し、財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出すること。
 - (2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。
 - (3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。
 - (4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。
 - (5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。
- 4 入札参加資格の確認
 - (1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める

条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格等確認資料
- イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
- ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
- エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険 等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用 除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で 変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付するこ と。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 5 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなけ

れば、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点 を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、第一順位者決定の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 8 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 9 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第 1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該 工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱(平成18年さいたま市制定)、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル(入札参加者用)、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| | XX +H X + - | 04-3271-13 | | | | | |
|-------------|--|---|--|--|--|--|--|
| 契約整理番号 入札方法 | | 04-3271-13 一般競争入札(電子・特別簡易型総合評価方式) | | | | | |
| | | 一 | | | | | |
| _ | 形態 | | | | | | |
| 工事 | | 浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4) | | | | | |
| | 場所 | さいたま市緑区大字中野田地内 | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | |
| 概要 | • | 道路土工一式 舗装工 アスファルト舗装工 4315 ㎡ 透水性舗装工 432 ㎡ 道 | | | | | |
| | | 路付属施設工一式 構造物撤去工一式 仮設工一式 | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | |
| 調査 | 基準価格 | 設定する(失格基準有) | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年9月21日(水)午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年9月26日(月)午後5時まで | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年9月27日(火)午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| | | 令和4年9月29日(木)午後1時20分 | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 | | | | | |
| 参 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | |
| 格 | | と。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | 77111211111111111111111111111111111111 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 体を満たすこと。 | | | | | |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | 旭 | 本市発生のエイエ事にういて、本公古口が削る箇月において、通知した「工事元 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | 0 7 41 12 7 4 0 11 | <u>る。</u> | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | (表 7 II + | | | | | |
| 設 | 書類 閲覧等の方法及び | | | | | | |
| 計 | 書類 | 令和4年9月12日(月)から | | | | | |
| 計 図 | 書類 閲覧等の方法及び | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東 | | | | | |
| 計図書 | 書類 閲覧等の方法及び | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東 部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参 | | | | | |
| 計 図 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | |
| 計図書 | 書類 閲覧等の方法及び | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から | | | | | |
| 計図書 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から 令和4年9月20日(火)午後5時まで 令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | |
| 計図書等 保 その | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | |
| 計図書等 保 その | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | |
| 計図書等 保 その | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | |
| 計図書等 保 その 工 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | |
| 計図書等 保 その 工 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月12日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時まで令和4年9月26日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市緑区大字大門2564番地6 さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所電話 048-878-5140 | | | | | |
| 計図書等 保 その 工 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月12日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R4)).pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | |

さいたま市告示第1376号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和4年8月29日 さいたま市告示第1303号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止としたので、さい たま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第14条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和4年8月29日さいたま市告示第1303号を次のとおり変更する。

令和4年9月12日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
 - (1) ア 契約整理番号 04-3271-12
 - イ 工事名 浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事(R4-2)
 - ウ 工事場所 さいたま市緑区大字中野田地内
 - エ 中止理由 施工内容の見直しの必要が生じたため。
- 2 変更する一般競争入札及び変更箇所
 - (1) ア 契約整理番号 04-4456-25
 - イ 工事名 狐橋外 2 橋補修工事
 - ウ 工事場所 さいたま市南区南浦和3丁目地内外
 - 工 変更内容

(ア)変更前

| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
|-----|--------------------------------------|
| | る。 |
| | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 |
| | 止する場合がある。 |
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |

(イ)変更後

| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
|-----|--------------------------------------|
| | る。 |
| | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する |
| | 場合がある。 |
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |

- (2) ア 契約整理番号 04-4456-26
 - イ 工事名 大戸歩道橋補修工事
 - ウ 工事場所 さいたま市中央区大戸6丁目地内外
 - 工 変更内容

(ア)変更前

| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
|-----|--------------------------------------|
| | る。 |
| | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 |
| | 止する場合がある。 |
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |

(イ)変更後

| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
|-----|--------------------------------------|
| | る。 |
| | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する |
| | 場合がある。 |
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |

(3) ア 契約整理番号 04-3271-11

- イ 工事名 浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事(R4-1)
- ウ 工事場所 さいたま市緑区大字下野田地内外
- 工 変更内容

(ア)変更前

| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
|-----|--------------------------------------|
| | る。 |
| | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 |
| | 止する場合がある。 |
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |

(イ)変更後

| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
|-----|--------------------------------------|
| | る。 |
| | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する |
| | 場合がある。 |
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |

(4) ア 別表

イ 変更内容

(ア)変更前

| 対象工事 | ア 暮らしの道路整備工事(市道〇272号線外1路線) |
|------|-------------------------------------|
| | イ 浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事(R4-2) |
| | ウ 狐橋外2橋補修工事 |
| | エ 大戸歩道橋補修工事 |
| | 才 浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事 (R4-1) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、工及びオの入札は無効と |
| | する。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、工及びオの入札は無効とす |
| | る。 |
| | ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工及びオの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事工の落札候補者が行った対象工事才の入札は無効とする。 |

(イ)変更後

| 対象工事 | ア 暮らしの道路整備工事(市道〇272号線外1路線) |
|------|------------------------------------|
| | イ 狐橋外2橋補修工事 |
| | ウ 大戸歩道橋補修工事 |
| | 工 浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事 (R4-1) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とす |
| | ప 。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及び工の入札は無効とする。 |
| | ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工の入札は無効とする。 |

さいたま市告示第1399号

さいたま市の発注する「さいたま市多目的広場整備工事(見沼区大字丸ケ崎)」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令 和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 恝솼 |]整理番号 | 04-1746-5 |
|---------------------|------------------------------|---|
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) |
| 参加形態 | | 単体企業 |
| 工事名 | | さいたま市多目的広場整備工事(見沼区大字丸ケ崎) |
| 工事場所 | | さいたま市見沼区大字丸ケ崎地内 |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年3月24日まで |
| | | 撤去工一式 土工一式 防球ネット設置 201.9m メッシュフェンス設置 5.1m |
| 概要 圣字無故 (報注) | | 車止め設置2基 門扉設置 (W1000) 1基 (W2000) 1基 案内板設置2基 |
| | | 区画線設置 24m 事後公表 |
| 予定価格 (税込) | | |
| 最低制限価格 | | 設定する |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年 9月29日 (木) 午前9時から |
| 7 1 -3-14 11 140 BB | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| 間打の相手立だり味 | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | A 55 75 +1 44 15 65 | 令和4年10月6日(木)午前11時00分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 造園工事業 B級 |
| 加資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 貝 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 111 | | E ₀ |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | |
| | 2に掲げるもの以 | 3 ₀ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設計 | 関 員 等 の 力 伝 及 い 開 始 期 日 | 令和4年9月16日(金)から |
| 計 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金) 午前9時から |
| 書 | 1 頁间文刊 期间 | |
| 等 | 所用口 Mr HI ロ | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) |
| /□ == | | |
| | E金及び支払方法 | 入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 |
| 保証その | | |
| | | 証金 |
| | | 証金 |
| | | 証金 証金 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| | | 証金 |
| その | | 証金 証金 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| その |)他 | 証金 証金 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| その |)他 | 証金 証金 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| その 工事 |)他 | 証金 |
| その 工事 | 万 担当課 | 証金 |

| ハーハコ | 整理番号 | 04 - 98 | 59 - 1 | 2 | | | | | |
|--------------|---|---|---|--|---|---|-------------------------------|------------------------|-----------|
| | | 一般競争入 | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事 | | 芝原中央公園外1公園フェンス等設置工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市緑区芝原3丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | | | | | | | 管理施 | 設整備工一式 | 水深西 |
| ., | | | | | | • | | 植栽工一式 | |
| | | 場整備工一 | 式 遊戲 | 施設整備 | 工一式 | 管理施設整備 | 肯工一式 | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 16,34 | 6,00 | 0 円 | | | | | |
| 最低 | :制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 | 9月29 | 日(木)4 | 午前9時7 | から | | | |
| | | 令和4年1 | 0月3 | 日(月)4 | 午後5時3 | まで | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年1 | 0月4日 | (火) 午 | 前9時から | ò | | | |
| | | 令和4年1 | 0月5日 | (水) 午往 | 後5時ま | で | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市 | 浦和区常 | 盤6丁目 | 4番4号 | さいたます | 方役所 | 入札室 | |
| | | 令和4年1 | 0月6日 | (木) 午 | 前11時 | 10分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 造園工事業 | | | | | | | |
| 加 | | | | | | | | 参加資格者名 | |
| 資格 | | 「資格者名 | 簿」とい | ・う。)に、 | 上記にえ | 示す業種及び | が等級で! | 登載された者 | であるこ |
| 俗 | | と。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市 | | | | | | | |
| | | 本公告日に | おいて、 | 資格者名 | 等に登載される | された申請事 | 事業所の | 所在地が上記 | 門に示す要 |
| | | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 十十マジンの | 进国工 | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | ルビュンへが長い | | | | | | | | – |
| | | 成検査結果 | 及び工事 | 成績評定 | 結果通知 | 書」の「評別 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | | 成検査結果 いないこと | 及び工事 | 成績評定 | 結果通知 | 書」の「評別 | 官点合計 | | 下回って |
| | | 成検査結果 いないこと る。 | 及び工事 | 成績評定 | 結果通知 | 書」の「評別 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | 2に掲げるもの以 | 成検査結果 いないこと | 及び工事 | 成績評定 | 結果通知 | 書」の「評別 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 成検査結果 いないこと る。 | 及び工事 | 成績評定 | 結果通知 | 書」の「評別 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する | 成検査結果 いないこと る。 - | 及び工事 | 成績評定 | 結果通知 | 書」の「評別 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 設に | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 成検査結果 いないこと る。 - 電子配布 | 及び工事 。 なお、 | 成績評定額 期間の算額 | 結果通知記 定に当た・ | 書」の「評別 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 成検査結果いないことる。 - 電子配布令和4年9 | 及び工事 。なお、 月16日 | 成績評定 期間の算 期間の算 (金)か | 時果通知記定に当たっ | 書」の「評算っては、当該 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 成検査結果 いないこと る。 一 電子配布 令和4年9 令和4年9 | 及び工事 。なお、 月16日 月16日 | 成績評定 期間の算 (金)か (金) ケi | 結果通知 定に当た。 | 書」の「評気っては、当該 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 設計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 成検査結果 いないこと る。 一 電子配布 令和4年9 令和4年9 | 及び工事 。なお、 月16日 月16日 月28日 | 成績評定 期間の算 (金)か (金)か (金)午 (水)午 | 結果通知 定に当た。 | 書」の「評気っては、当該 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 成検査結果 いないこと る。 一 電子配布 令和4年9 令和4年9 令和4年1 | 及び工事 。なお、 月16日 月18日 月28日 0月3日 | 成績評定 期間の算 (金) か (金) 午 (水) 午 (月) | 結果通知 記 記 に 当 た 前 9 時 ま が り ち り ち り も り も り も り も り も り も り も り も | 書」の「評算っては、当該 っては、当該 | 至点合計, 亥通知書 | 」が65点をの通知日を基 | 下回って |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 成検査結果 いなる。 一 電子和4年9 令和4年9 令和4年1 入札保 5 | 及び工事 。なお、 月16日 月16日 月28日 | 成績評定 期間の算 (金)か (金)午 (水)午 (月) 契約保 | 結果通知 定に当た。 | 書」の「評気っては、当該 | 官点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果 いなる。 一 電子和4年9 令和4年9 令和4年1 入札保 記金 | 及び 月16日 月16日 月28日 0月3日 免除 | 成績評定 期間の算 (金)か (金)午 (水)午 (月) 契約保 証金 | 結果通知 記 記 前 9 時 が 後 5 要 | 書」の「評策っては、当該 | 至点合計。 亥通知書 有 | が65点をの通知日を基 | 下回ってを準とす |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果と る。 一 電子和4年9 令和4年9 令和4年1 入札保 ・本工事は | 及び 月16日 月16日 月28日 0月3日 免除 | 成績評定 期間の算 (金)か (金)午 (水)午 (月) 契約保 証金 | 結果通知 記 記 前 9 時 が 後 5 要 | 書」の「評策っては、当該 | 至点合計。 亥通知書 有 | 」が65点をの通知日を基 | 下回ってを準とす |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検ないる。 - 電介 4年9 令 令 4年9 令 令 1 人 証本 本 る。 | 及な月16日日月28日0入0大0大0大0大0大0大0大0大0大000 <td>成績評定 期間の算 (金) か (金) ケー (水) 午 (月) 契証ま たま</td> <td>結果通知知 を 前 9 時 第 5 時 ま で 本 2 日 試 行</td> <td>書」の「評別ので」が、当該を払っては、当該を払っては、当該を払って、「正事(受済</td> <td>产点合計 変通知書 有 主者希望</td> <td>」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象</td> <td>下回って 変響とす</td> | 成績評定 期間の算 (金) か (金) ケー (水) 午 (月) 契証ま たま | 結果通知知 を 前 9 時 第 5 時 ま で 本 2 日 試 行 | 書」の「評別ので」が、当該を払っては、当該を払っては、当該を払って、「正事(受済 | 产点合計 変通知書 有 主者希望 | 」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って 変響とす |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果と る。 一 電介和4年9 令令和4年1 入証金 ・本。 ・本工事は | 及な月16日日月28日0入0大0大0大0大0大0大0大0大0大000 <td>成績評定 期間の算 (金) か (金) ケー (水) 午 (月) 契証ま たま</td> <td>結果通知知 を 前 9 時 第 5 時 ま で 本 2 日 試 行</td> <td>書」の「評別ので」が、当該を払っては、当該を払っては、当該を払って、「正事(受済</td> <td>产点合計 変通知書 有 主者希望</td> <td>が65点をの通知日を基</td> <td>下回って 変響とす</td> | 成績評定 期間の算 (金) か (金) ケー (水) 午 (月) 契証ま たま | 結果通知知 を 前 9 時 第 5 時 ま で 本 2 日 試 行 | 書」の「評別ので」が、当該を払っては、当該を払っては、当該を払って、「正事(受済 | 产点合計 変通知書 有 主者希望 | が65点をの通知日を基 | 下回って 変響とす |
| 計図書等 保証 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結こ。 一 電 | 及。月16日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日 | 成績評定 期間の算 (金) か (金) 午 (水) 午 (月) 契金 た 理人の常 | 結果通知記 定に当た・ う前後5時まで 大2日試行 駐義務の紹 | 書」の「評別 っては、当記 可工事(受払 で が うち、 | 产点合計 変通知書 有 主者希望 | 」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って 変響とす |
| 計図書等 保証 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結こる。 一 電令 1 4 年 9 令 令 1 入 4 年 7 会 1 人 4 年 8 本 3 本 3 さいたま市 | 及。月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日 | 成績評定 親間の算 (金)か (金)か (水)午 (月) 契金 たま は理人の常 落合 5 丁 | 結果通知 高 高 高 前 9 時 5 9 時 5 9 時 5 9 時 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 書」の「評策 つで 前金払 丁工事 (受き の 号 | を を通知書 有 主者希望 兼務を | 」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って 変響とす |
| 計図書等 保証 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検なる。 - 電令の中では、 一 電子の 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 4 年 9 を 4 年 9 を 4 年 9 を 4 を 4 年 9 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を | 及。月月月0角、中都工お6683ご場区局事、日日日日日い代下み | 成績評定 親間の算 (金)から (金)から (水)午 (月)終 証ま市週代 理人の常見 落らいて である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 | 結果通知高前後一本2前後一本2一株義務番番南一株進111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111<l< td=""><td>書」の「評別 っては、当記 可工事(受払 で が うち、</td><td>を を通知書 有 主者希望 兼務を</td><td>」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象</td><td>下回って 変響とす</td></l<> | 書」の「評別 っては、当記 可工事(受払 で が うち、 | を を通知書 有 主者希望 兼務を | 」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って 変響とす |
| 計図書等 保 その 工事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 成 か る。 - 電 令 令 令 令 令 令 令 令 へ 和 和 4 4 年 年 年 9 令 令 和 4 4 年 年 年 工 工 。 た た た た で ま ま も 4 は は 市 市 も 4 | 及。月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日 | 成績即の算が (金金) ケキ((水) 午((月) 架証ま 大の 音の 1 を 1 で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 結果 語 語 記 記 記 の 前後 要 日 表 の に の の に の の に の の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に 。 。 に 。 | 書」の「評策 つで 前金払 丁工事 (受き の 号 | を を通知書 有 主者希望 兼務を | 」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って 変響とす |
| 計図書等 保 その 工事 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検なる。 - 電令の中では、 一 電子の 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 4 年 9 を 4 年 9 を 4 年 9 を 4 を 4 年 9 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を | 及。月月月0名、 、 中都8浦112月除「 現 央市一和本5 場 区局8区本5 場 区局8区 | 成期間の算が (金金) から (金水) (月) (全金) (月) (全本) (月) (全本) (日本 (本本) (日本 (本本) (日本 (本本) (日本 (日本 (日本) (日本) | 店果通知 5前後 本 主義 日本 1 1 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 6 7 8 9 4 8 9 4 8 9 4 8 9 4 8 9 4 8 9 4 8 9 9 9 9 9 9 9 9 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 <tr< td=""><td>書」の「評策 つで 前金払 丁工事 (受き の 号</td><td>を を通知書 有 主者希望 兼務を</td><td>」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象</td><td>下回って 変響とす</td></tr<> | 書」の「評策 つで 前金払 丁工事 (受き の 号 | を を通知書 有 主者希望 兼務を | 」が65点をあの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って 変響とす |

| 却 %1 | 整理番号 | 0 4 - 3 2 7 1 - 1 4 |
|-------------|-----------------|---|
| | <u> </u> | - 04-3271-14 - 一般競争入札 (電子) |
| | | |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 大門下野田特定土地区画整理事業 整地工事(R4) |
| | 場所 | さいたま市緑区大字大門地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 道路土工 掘削工 5600 ㎡ 路体盛土工 390 ㎡ 法面整形工 590 ㎡ 残土処理工 5200 ㎡ 舗装工 アスファルト舗装工 438 ㎡ カルバートエ プレキャストカルバートエ 4m 排水構造物工 側溝工 170m 集水桝・マンホールエ 2 基 構造物撤去工一式 仮設工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日 (木) 午前9時から |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | • | 令和4年10月6日(木)午前11時20分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑 |
| | | 区) に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | , <u> </u> | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 5. |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| ⇒пı | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9月16日(金)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 書 | 英国文门 <i>州</i> 国 | 令和4年9月28日 (水) 午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 |
| р ју них | 亚人〇人口为山 | 証金 |
| その | <u></u> | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| C -> | | る。 |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | | する。 |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| | | ・本工事は、「ICT活用工事(土工)(受注者希望型)」の対象案件である。 |
| 丁重 | 担当課 | さいたま市緑区大字大門2564番地6 |
| ₹ | 1 | さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 |
| | | 電話 048-878-5140 |
| 刧绐 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | 1二 床 | さいたま市用州区吊盛り」日4番4万 さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | |
| | | 電話 048-829-1180 |

| |)整理番号 | 0 4 - 4 4 8 7 - 2 5 |
|-----------------|--|--|
| | .方法 | 一般競争入札(電子) |
| | | 単体企業 |
| 工事 | | 浦和第2処理分区下水道工事(南建-R4-1012) |
| | | さいたま市緑区大字中野田地内 |
| | ·期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 既要 | | 延長 147.4m 開削 (管径 200mm、硬質塩ビ管) 142.4m 低耐荷力管推進 (管径 |
| 外女 | | 200mm、塩ビ管) 52.0m マンホールエ 組立1号マンホール2基 現場打ち1号 マンホール1基 立坑工一式 付帯工一式 |
| 予定 | (| 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から |
| <i>></i> /JI | 1年明文日列刊 | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| ス | | 令和4年10月4日(火) 午前9時から |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 祖 和 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 州作 | 107%/开及 U. 日 时 | 令和4年10月6日(木)午後2時30分 |
| | 名簿登載業種等 | 十木工事業 C級 |
| 参加 | 7日 (守 丛 鷝 木 1里 寸 | エバエザ末 CM |
| 加 資 | | 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | 「負俗有力得」という。)に、上記に小り未僅及び守板と登載された有とめること。 |
| | | こ。 さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑 |
| | 別任地区分 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 本公司において、賃借有石海に登載された申請事業所の所任地が上記に小り安 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 |
| | 旭工天碩守 | 50 (1) 及い(2) の安件を個にしていること。 |
| | | (1) 木の生日において 巫成9 4 年度以降 国 地方の共団体等が発注した |
| | | (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知 |
| | 2 に掲げるもの以 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 外に提出を要する 書類 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金) 年前9時から |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)中前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)年前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで今和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで今和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から今和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要前金払有部分払有 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から今和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払有 部分払有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 に 大きいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 |
| 計図書等 保 そ 工 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 そ 工 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払有 部分払有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 に 大きいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 |

| 却幼 | 整理番号 | 0 4 - 4 4 6 8 - 1 0 |
|-----------------|---------------------------------|--|
| | <u> </u> | 一般競争入札(電子) |
| | <u> </u> | 単体企業 |
| 工事 | | AD-114排水路整備工事(南河R4) |
| | | さいたま市桜区道場5丁目地内 |
| | | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| | 期間 | |
| 概要 | | 排水路整備工事 延長 164m 河川土工一式 水路工 プレキャスト柵渠(B型) 145m プレキャストボックスカルバート 17m プレキャスト集水桝 1 基 舗装復旧工 36 ㎡ 付帯工一式 構造物撤去工一式 仮設工一式 |
| 子 , 宁 | | 事後公表 |
| | 制限価格 | |
| | | 設定する 全和 4年 0月 20日 (大) 左前 0時 から |
| 参 加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から |
| J 1-1 | - | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 八化 | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| HH 1.1 | ~ II ~ 7 × 10 P Pt | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | to take my left till over total | 令和4年10月6日(木)午後2時40分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 71 | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑 |
| | | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月16日(金)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 書等 | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 4 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| | | 証金 |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| | | る。 |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | | する。 |
| 工.事 | 担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| | | さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 |
| | | 電話 048-840-6231 |
| 恝約 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| ブ ハリ | 15 日 怀 | さいたま市開神区市盛り「日本番4万 さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | |
| | | 電話 048-829-1180 |

| 契約 | 整理番号 | 04-4365-94 |
|--------|-----------------|--|
| | | 一般競争入札 (電子) |
| 参加 | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | 名 | スマイルロード整備工事(R4市道30618号線外) |
| 工事 | 場所 | さいたま市北区吉野町2丁目地内 |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 107.9m 幅員 6.0m 道路土工一式 排水構 |
| | | 造物工 長尺 U 形側溝 (300×300) 242m 舗装工 下層路盤 (RC-40、t=19cm) |
| | | 73 m ² 上層路盤 (RM-40、t=15cm) 73 m ² 表層 (再生密粒度 As-20、t=5cm) |
| | | 587 ㎡ 付帯工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和4年10月6日(木)午後3時20分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級又はC級。ただし、C級については、当該業種で令和2年度又 |
| 加 | | は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2 |
| 資 格 | | 年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種 |
| TH | | の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以 |
| | | 上の平均点が75点以上であること(該当者については、本工事の入札情報公開 |
| | | システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者に |
| | | ついて」を参照すること。)。 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| | | 本公言日において、〒和3・4年度のさいたま市規事人札参加資格有名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| | | 「負俗有行得」という。」に、上記に小り未僅及い寺板と登載された有とめること。 |
| | | こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | 为红地色为 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 72 - 7 (7) | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月16日(金)から |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 等 | SS BB - bb UB - | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 7 | ۸۱. | 証金 |
| その | 怛 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| | | ○。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | | する。 |
| | | - ^ ~。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| | | 対象案件である。 |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| | | 電話 048-646-3223 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | 電話 048-829-1180 |
| | | |

| 大 小 い | 整理番号 | 04-4356-85 |
|---------------------------|--|--|
| | 登埕番5 <u> </u> | - 一般競争入札 (電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | ブーン30対策工事(大宮区三橋2丁目外地区) |
| | · ·場所 | さいたま市大宮区三橋2丁目地内外 |
| | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 工事面積 46ha 区画線設置 実線 (15 cm) 2030m ゼブラ (45 cm) 6m 破線 (30 cm) 39m 矢印・記号・文字 15 cm換算 844m 緑色 161 ㎡ 赤色 46 ㎡ 区画線 消去 削取り式 217m ウォータージェット式一式 道路付属物工一式 仮設工 一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 14,058,000円 |
| | :制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日 (木) 午前9時から |
| <i>></i> / v i- | 1 413 2 13 7731113 | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 入村 | | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| • • • | . E 1/C E 1/1/11/19 | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| - | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| ., 10 | | 令和4年10月6日 (木) 午後3時40分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 途装工事業 |
| 奓 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。 |
| 格 | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | /// = = = = = = = = = = = = = = = = = = | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 1 争用 第 住 り 望 表 上 妻 に フい し 、 争 公 百 日 及 則 3 固 月 に ねい し 、 囲 和 し た 「 上 妻 元 I |
| | 旭工大順子 | |
| | 旭工大順寸 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 加上大旗 寸 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 2に掲げるもの以 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| ≑ Ω. | 2に掲げるもの以外に提出を要する | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から |
| 計 図 書 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 計 図 書 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 呆証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ |
| 計図書等に証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| 計図書等 呆証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 保 一その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 を |
| 計図書等 保 一その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 第金 「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| 計図書等 深 そ 工 工 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| 計図書等 混 で 正 事 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 第金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の 対象案件である。 |

| 却約 | 整理番号 | 04-4365-92 |
|-------------------|----------------------------|---|
| | <u> </u> | 04-4363-92 一般競争入札(電子) |
| | ガ伝 形態 | 一 |
| 工事 | | 道路修繕工事(R4一般県道蒲生岩槻線) |
| | 20 | はいたま市岩槻区大字笹久保地内 |
| | <u> </u> | |
| | | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 164m 幅員 6.0~6.6m 舗装工【夜間】 路 面切削(平均切削深さ5cm)21m 切削オーバーレイ(平均切削深さ12cm、再 |
| | | 生粗粒度 As-20、t=7 cm) 1020 m 表層(改質 II 型密粒度 As-20、t=5 cm) |
| | | 1040 m 付帯工一式 |
| 子宁 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | | |
| 沙川 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 7 +1 | 書提出期間 | 令和4年10月3日(月) 干後3時まじ 令和4年10月4日(火) 午前9時から |
| ノヘイし | 音)近山朔间 | つれ4年10月4日 (火) 干削 9 時 2 5 時 3 6 7 7 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 |
| 間扣 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 卅 个L | ○)物 / I / X O · I 中 | 令和4年10月6日(木)午後3時50分 |
| | 名簿登載業種等 | 新装工事業 B級又はC級。ただし、C級については、当該業種で令和2年度又 |
| 参 | 口得 豆取未俚守 | は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2 |
| 加資 | | 年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種 |
| 格 | | 中1月1日から市和3年12月31日までの間に工事元成便量を支げたヨ談条種 の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以 |
| | | ひ「工事元成候恒福未及び工事成績計定福未通知書」の「計定点百訂」の「件以 上の平均点が76点以上であること(該当者については、本工事の入札情報公開 |
| | | ンステムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者に |
| | | ついて」を参照すること。)。 |
| | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| | | 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| | 所在地区分 | と。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | 別住地区分 | |
| | | 区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 本公司はおいて、賃借有名簿に登載された申請事業別の別任地が上記にかり要 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 旭 上 夫 祺 守 | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | |
| | 2に掲げるもの以 | <u>る。</u> |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| | _{青短} 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9月16日(金)から |
| 計 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金) 午前9時から |
| 書 | 貝向文刊期间 | 令和4年9月16日 (金) 十前9時から 令和4年9月28日 (水) 午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) |
| / 兄 弐元 | (東回回各朔日 金及び支払方法 | |
| 木 | 並及い又払万伝 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 I |
| 2の | /th | |
| その | TL | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | | する。 - 大工東は 「海乳工東の清原監視に関する設行対角工東(及分字形字刑)」の |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| | Ln \/ ≥□ | 対象案件である。 |
| 上事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| | Torrest and | 電話 048-646-3223 |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 契約 | | |
| 契約 | | さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

| 却幼 | 整理番号 | 0 4 - 4 3 6 5 - 9 5 |
|-------------|---|--|
| | 左左右 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 道路修繕工事(R4主要地方道さいたま鴻巣線) |
| | · ·場所 | はいたま市西区大字西遊馬地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月10日まで |
| 概要 | | |
| 陇安 | | 概算数量発注方式による発注 延長 320.0m 幅員 3.0m 舗装工【夜間】 路面 切削 (平均切削厚 t=5 cm) 6 m 切削オーバーレイ (平均切削厚 t=12 cm、再 |
| | | 切削 (平均切削厚 t = 5 cm) 6 m 切削オーハーレイ (平均切削厚 t = 12 cm) |
| | | |
| マ. ウ | (正 校 (話)」) | 帯工【夜間】一式 |
| | 価格(税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から |
| - II | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和4年10月6日(木)午後4時00分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級又はC級。ただし、C級については、当該業種で令和2年度又 |
| 加 | | は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2 |
| 資格 | | 年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種 |
| 恰 | | の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以 |
| | | 上の平均点が76点以上であること(該当者については、本工事の入札情報公開 |
| | | システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者に |
| | | ついて」を参照すること。)。 |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9月16日(金)から |
| 义 | 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 書 | | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| F 1 - R.223 | | 証金 証金 |
| その | 他 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| C -> | | する。 |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| | | 対象案件である。 |
| 丁重 | 担当課 | おいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| 上尹 | 1二 〓 啄 | さいたま巾入呂区音敷町1月日124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| | | |
| -t-m .4.1 | 扣水舗 | 電話 048-646-3223 |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 契約 | | ナルキナ 古田本 日初 始 知 如 知 如 知 如 知 |
| 契約 | | さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

さいたま市告示第1400号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R4市道2175号線外)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める 参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア スマイルロード整備工事(R4市道2175号線外) |
|------|------------------------------------|
| | イ スマイルロード整備工事(R4市道4079号線) |
| | ウ 西区湯木地区用水路整備工事(荒136・荒137) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 切め | 整理番号 | 104 - 4365 - 96 | | | |
|--------------|---|---|--|--|--|
| , | 方法 | 04-4365-96 一般競争入札 (電子) | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | |
| | | | | | |
| 工事名 工事場所 | | スマイルロード整備工事(R4市道2175号線外) | | | |
| 工事場所 履行期間 | | さいたま市岩槻区大字掛地内 初め確定の日から合和5年2月10日まで | | | |
| | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで 押筒を見びけてまた サンススタン が に 101 0 に 押号 6 0 に 対の上て ご サンススタン | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 $181.0m$ 幅員 $6.0m$ 道路土工一式 排水構造物工 長尺 U 形側溝工 (300×300) $343m$ 集水桝 $(□500、深 550)$ 2 箇所 横断暗渠 (300×240) $9m$ 舗装工 下層路盤 $(RC-40$ 、 $t=26cm$) 109 m^2 上層路盤 $(C-30$ 、 $t=14cm$) 109 m^2 不陸整正 $(C-30$ 、平均 $t=3cm$) 873 m^2 表層工 (透水性 As (樹脂・消石灰入)、 $t=5cm$) 873 m^2 付帯工一式 | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から | | | |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで | | | |
| 入村 | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から | | | |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | |
| , - | | 令和4年10月6日(木)午後2時50分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 | | | |
| 参加資格 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | |
| | | こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | |
| | 加拉超色为 | 区)に、本店を有していること。 | | | |
| | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | |
| | 佐工宝建筑 | 件を満たすこと。 | | | |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | |
| ⇒ n. | 2に掲げるもの以外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - | | | |
| 設斗 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から | | | |
| 計図書 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から | | | |
| 計 図 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 関覧等の方法及び 開始期日 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 常子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |

| 邳於 | 整理番号 | 04-4365-93 |
|-----------|--|---|
| | .方法 | 一般競争入札(電子) |
| | ·~ 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | スマイルロード整備工事(R4市道4079号線) |
| | 場所 | さいたま市岩槻区仲町1丁目地内 |
| | ·期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 延長 184.3m 幅員 5.4m 道路土工一式 排水構造物工 長尺 U 形側溝 (300× |
| 170 | | 300) 329m 角形集水桝 (□500×深 550) 2 基 舗装工 下層路盤 (RC-40、t= |
| | | 26 cm) 99 m² 上層路盤 (C-30、t=14 cm) 99 m² 不陸整正 (C-30、平均 t=3 |
| | | cm) 799 m ² 表層 (透水性 As (樹脂・消石灰入り) 、t=5 cm) 799 m ² 付帯工一 |
| | | 式 |
| 予定 | (祇込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 開札 | .の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | to the over the ville of the | 令和4年10月6日(木)午後3時00分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 加資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 格格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| | 所在地区分 | と。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | 別任地区分 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | | |
| | 施工宝績等 | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 がよます。 前金払 有 部分払 有 がよます。 がまままま、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、見場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 がよます。 前金払 有 部分払 有 がよます。 がまままま、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、見場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月28日(水)午後5時まで 令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分 を 記金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 第金 第金 第金 第金 第一本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| 計図書等 保 そ | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| 計図書等 保 そ | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |

| 却約 | 整理番号 | 0 4 - 4 6 5 6 - 9 |
|---------------|------------------|--|
| | <u> </u> | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 西区湯木地区用水路整備工事(荒136・荒137) |
| | 場所 | さいたま市西区湯木町2丁目地内 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| | | 英約確定の日から市和5年2月28日まで 概算数量発注方式による発注 延長450m 土工一式 水路工445m 撤去工一式 |
| 概要 | | 舗装工8㎡ |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 9月29日(木)午前9時から |
| | | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| | | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和4年10月6日(木)午後3時10分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月16日(金)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 書 | 30,1430,1477,114 | 令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月3日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| р ју ни. | | 証金 証金 |
| その | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| (0) | | する。 |
| | | - ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 - |
| | | ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 |
| | | 大な行の格代医価有が伝よらないとさな、本件人代に関する曲化を延期又は十 上する場合がある。 |
| 丁 重 | 担当課 | こりる物目がある。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 上手 | 1旦 | さいたま巾佣和区吊盛り」日4番4万 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課 |
| | | 電話 048-829-1379 |
| | | 电前 040一049一1019 |
| ±π <i>ω</i> - | 七八十二 | といとと古法和反告師でエロ 4 至 4 日 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

さいたま市告示第1401号

さいたま市の発注する「新川第2排水区下水道工事(北建-R4-2007)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める 参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア 新川第2排水区下水道工事(北建-R4-2007) |
|------|------------------------------------|
| | イ 岩槻第4処理分区下水道工事(北建-R4-1021) |
| | ウ 黒用排水路改修工事(北河R4) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 切針 | 整理番号 | 04-4387-35 |
|------------------------|--|---|
| | 登埕街与 .方法 | 04-4367-35 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 新川第2排水区下水道工事(北建-R4-2007) |
| | ·場所 | さいたま市西区大字指扇地内 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 既要 | | 延長 42.15m 管きょ工 開削 (□400×400) 42.15m 付帯エー式 |
| _ | · ·価格(税込) | 22,319,000円 |
| | 制限価格 | 22, 313, 000円 設定する |
| , | 申請受付期間 | 秋足りる 令和4年 9月29日 (木) 午前9時から |
| <i>>></i> / / | 中明文门旁间 | 令和4年10月 3日(月)午後5時まで |
| ス お | .書提出期間 | 令和4年10月4日(火)午前9時から |
| / \ / L | н н ж ш ууги | 令和4年10月5日(水)午後5時まで |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 711 Y L | | 令和4年10月6日(木)午前10時30分 |
| 4 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 |
| 参加 | 10日至40人区(| 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ٤٠ |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | /// 12.2 12.3 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 |
| | 72-24,000 | (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 |
| | | |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ |
| | | |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 |
| | 2に掲げるもの以 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知 |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 外に提出を要する 書類 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 外に提出を要する 書類 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金) 午前9時から |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金) 午前9時から |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで今和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入れ保免除契約保要前金払有部分払有。 正金 前金払有部分払有 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入札保免除契約保要前金払有部分払有。 正金 前金払 有部分払 有。 正金 がたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 |
| 計図書等 保 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入札保免除契約保要前金払有部金払有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 |
| 計図書等 保 - そ 工 事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入札保免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 - そ 工 事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)年後5時まで令和4年10月3日(月)入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課電話 048-646-3262 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 計図書等 保 - そ 工 事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入札保免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |

| シーボン | 整理番号 | 0 4 - 4 3 8 7 - 3 3 |
|--------------|--|--|
| , ,,,, | <u> </u> | - ○4-4387-33 - 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 岩槻第4処理分区下水道工事(北建-R4-1021) |
| | · · 場所 | るいたま市岩槻区大字上野地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年1月31日まで |
| 概要 | | 延長 99.0m 管きょ工 開削 (φ200mm、硬質塩ビ管) 99.0m マンホールエ 組 |
| 阢安 | | 並長 99.0m 信きま工 開前 (|
| | | 取付管工 取付管 1 箇所 付帯工一式 |
| 子宁 | 価格(税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 放足りる 令和4年 9月29日(木)午前9時から |
| 沙 加 | 中间文门旁间 | 令和4年 9月29日 (水) 平前9時から 令和4年10月 3日 (月) 午後5時まで |
| 7 1/1 | 書提出期間 | 令和4年10月3日(外)午前9時から |
| ノヘイロ | 音)及山州间 | 令和4年10月4日(人) 午前す時から |
| 問却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 州作 | V)物別及UTIF | 令和4年10月6日(木)午前10時40分 |
| | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 |
| 参加 | 1 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 加 資 | | 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | 「貝俗石石得」という。)に、上記にかり未僅及い守城と登取された石とめること。 |
| | 所在地区分 | こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | 771工地区为 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 本公百日において、 質俗有名傳に登載された中間事業所の所任地が上記にが y 安 件を満たすこと。 |
| | | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 |
| | 旭工大旗守 | (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ |
| | | |
| | | に美額かめること。 |
| | | た実績があること。 (2) 本市発注の十木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 |
| | | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 |
| | | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 |
| | | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知 |
| | 2に掲げるもの以 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 外に提出を要する | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| =n. | 外に提出を要する 書類 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から |
| 計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)午前9時から |
| 計 図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) |
| 計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要前金払有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払有 部分払有 が会工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 |
| 計図書等保証 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月)入れ保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払有部分払有。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| 計図書等 保証 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から今和4年9月28日(水)午後5時まで今和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 第金 |
| 計図書等 保証 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 第金 |
| 計図書等 保証 その | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 第金 中本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課電話 048-646-3263 |
| 計図書等 保 その 工事 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月16日(金)から 令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで令和4年10月3日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 第金 中本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 |

| 一般競争人札(電子) 一般競争人札(電子) 一般競争人札(電子) 一般競争所 さいたま市岩板区大学版薬地内 一般設定の日からで約5年2月17日まで 一般設定の日からで約5年2月17日まで 一般設定の日からで約5年2月17日まで 一般設定の日からで約5年2月17日まで 一般設定の日からで約5年2月17日まで 一般設定の日からで約5年2月17日まで 一般設定の日からで約5年2月17日まで 一般設定が 一般の表で 一般の表で | 初始 | 整理番号 | 0 4 - 4 3 6 8 - 2 0 |
|---|----------------------|----------|---------------------------------------|
| 単体企業 | | | |
| 展用排水路改修工事 (北西R 4) 日本 | | | |
| 送野所 さいたま市岩側区大学飯類内 契約値との1から金和5年2月17日まで 接続 後後 後後 後後 後後 後後 後後 後後 | | | |
| 規制 | | • | |
| (価格・(税込) 事後公表 | | | |
| #後公表 | _{復1]} 既要 | | |
| 福興価格 | | | |
| 申請受付期間 | | | |
| 古提出期間 | | | |
| 書提出期間 | >> /// | 中丽文刊别间 | |
| 令和4年10月5日(水)午後5時まで さいたま市後所 入札室 合和4年10月6日(木)午前10時50分 土木工事業 C級 | 7 +1 | 事相 山 畑 間 | |
| おいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室合和4年10月6日(木)年前10時50分 | ベイム | 音矩山别间 | |
| 会和4年10月6日(木) 午前10時50分 | 1日 十1 | の相託など口味 | |
| 本本工事は、「全いたま市適の当れ、「一般に対して、会のでは、当該通知書の通知書の、「「大学、日本のでは、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学 | 刑 个し | り場別及い口时 | |
| 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名際(以下「資格者名際」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩機区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 がの(1)及び(2)の要件を満たしていること。 は工実績等 | | A 傑 改 | |
| 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 所在地区分 | 参 | 1 | = 1 7/11 |
| と。 所在地区分 | 加資 | | |
| 所在地区分 | 格格 | | |
| 区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月16日(金)から管間受付期間令和4年9月16日(金)から管間受付期間令和4年9月18日(金)からで和4年9月28日(水)午後5時まで管間回答期日入れ保免除契約保要前金払有部分払有部分払有。企本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、境場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する間れを延期又は中止する場合がある。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する間れを延期又は中止する場合がある。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象条件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象条件である。 | | 正大地区八 | |
| 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | 別住地区分 | |
| 施工実績等 | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 施工実績等 | | | |
| (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 関党等の方法及び開始期日令和4年9月16日(金)から管間受付期間令和4年9月16日(金)から管間受付期間令和4年9月16日(金)から管間受付期間令和4年9月28日(水)午後5時まで管間回答期日を基準とする。 (2) 本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 第担当課 5 いたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | |
| 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 令和4年9月16日(金)から質問受付期間 令和4年9月16日(金)から質問回答期日 令和4年9月3日(水)午後5時まで質問回答期日 令和4年9月3日(月) E金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | 旭 | |
| た実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布 令和4年9月16日(金)から 管間受付期間 令和4年9月16日(金)午後5時まで 質問回答期日 令和4年9月16日(金)午後5時まで 管間回答期日 令和4年9月16日(金)年後5時まで 令和4年10月3日(月)日 (全) 本任第10月3日(月)日 (全) 本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 「担当課 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 問覧等の方法及び開始期日 令和4年9月16日(金)から令和4年9月16日(金)から令和4年9月28日(水)午後5時まで質問回答期日 令和4年9月28日(水)午後5時まで質問回答期日 令和4年10月3日(月) E全及び支払方法 入れ保免除 契約保要 前金払 有 部分払 有 がん 本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 基担当課 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 5担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| 工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 | | | |
| を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 | | | |
| 日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 | | | |
| 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 電子配布 | | | |
| 外に提出を要する 書類 | | 2に掲げるもの以 | _ |
| 書類 閲覧等の方法及び 電子配布 | | | |
| 関覧等の方法及び 開始期日 | | | |
| 開始期日 | ⇒n. | | |
| 質問受付期間 令和4年9月16日(金)午前9時から令和4年9月28日(水)午後5時まで 質問回答期日 令和4年10月3日(月) 正金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 か本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の違い、対象を認定工事の表示を認定工事を表示を認定しています。 | 設 計 | | |
| 令和4年9月28日(水)午後5時まで 質問回答期日 令和4年10月3日(月) 日金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 記金 記金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 「担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | 図 | | |
| 質問回答期日 令和4年10月3日(月) 正金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 砂他 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 事担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 対担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市財政局契約管理部契約課 | 書 | 英国久口州国 | |
| E金及び支払方法 入札保 免除 証金 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 D他 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 季担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 5担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | 等 | 香問回答期 F | |
| 正金 証金 証金 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、現場では、本件入札に関する関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、現場である。 本工事は、現場では、本件入札に関する関土を延期である。 本工事は、現場である。 本工事は、現場では、本件入札に関する関土を延期である。 本工事は、「建設工事の違い、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表 | 早証 | | |
| ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 事担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 5担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市財政局契約管理部契約課 | 小 III. | 业及00人的方位 | |
| る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 5担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | その | 4h | |
| ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「建設工事の遠隔に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本工事は、「また、「対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象系統の表面に対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象を認定する、対象に対象を認定する、対象を認定する、対象の対象を認定する、対象を認定する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | C 07 | lie. | |
| する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する 場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の 対象案件である。 第担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3230 5担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する 場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の 対象案件である。 事担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3230 ち担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 4担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 5担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| 場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 本担当課 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課電話 048-646-3230 お担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 | | | |
| 対象案件である。 第担当課 | | | |
| 事担当課さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3230内担当課さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3230 内担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | 丁 事 | 扣水細 | |
| 電話 048-646-3230 向担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | 上爭 | 担目硃 | |
| 为担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| さいたま市財政局契約管理部契約課 | | +□ V/ ≥⊞ | |
| | Eπ <-/ | 和当里 | L さいにま巾囲和区吊盤り 日4番4号 |
| | 契約 | 15 I IK | |
| 電話 048-829-1180 | 契約 | 15 3 IV | さいたま市財政局契約管理部契約課 |

さいたま市告示第1422号

さいたま市の発注する「岩槻駅西口土地区画整理事業 道路改良工事(R4)」ほか18件の一般 競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令 和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| In the second | | ı | | | | | | | |
|---------------|----------|--------|------------------|-------------|---------|---------------|---|----------|--------|
| | 整理番号 | | 292 - 8 | | | | | | |
| | 方法 | 一般競争。 | 入札(電子 | -) | | | | | |
| 参加 | 形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事 | 名 | 岩槻駅西 | 口土地区画 | 「整理事業 | 道路改良 | 上工事 (R4 | .) | | |
| 工事 | 場所 | さいたま | 市岩槻区大 | 字加倉地 | 内外 | | | | |
| 履行 | 期間 | 契約確定 | の日から令 | 和5年3 | 月10日ま | で | | | |
| 概要 | | 道路改良 | 工事 深層 | 混合処理 | 工 26 本 | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年 | 10月5日 | (水) 午 | 前9時から |) | | | |
| | | 令和4年 | 10月7日 | (金) 午 | 後5時まて | \$ | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年 | 10月11 | 日(火) | 午前9時カ | 4 Š | | | |
| | | 令和4年 | 10月12 | 日 (水) | 午後 5 時ま | で | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま | 市浦和区常 | 盤6丁目 | 4番4号 | さいたま市 | 7役所 入7 | 札室 | |
| | | 令和4年 | 10月13 | 日 (木) | 午前10時 | ₹20分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事 | 業 A級 | | | | | | |
| 加 | | 本公告日 | こおいて、 | 令和3· | 4年度のさ | いたま市競 | (争入札参) | 加資格者名 | 簿(以下 |
| 資 | | | | | | す業種及び | | | |
| 格 | | と。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | | | 区、大宮 | 区、見沼区 | 、岩槻区、 | 桜区又は | 緑区に、本 | 店を有し |
| | | ているこ | と。 | | | | | | |
| | | 本公告日 | において、 | 資格者名 | 簿に登載さ | れた申請事 | 業所の所 | 在地が上記 | に示す要 |
| | | 件を満たる | すこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注 | の土木工事 | ここついて. | 、本公告日 | 以前3箇月 | [において、 | 、通知した | . 「工事完 |
| | | 成検査結: | 果及び工事 | 成績評定 | 結果通知書 | き」の「評定 | [点合計] | が 6 5 点を | ・下回って |
| | | いないこ | と。なお、 | 期間の算 | 定に当たっ | ては、当該 | 返通知書の きんしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しんしん しんしん しんしん しんし | 通知日を基 | 準とす |
| | | る。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年 | 9月26日 | (月) か | 5 | | | | |
| 义 | 質問受付期間 | 令和4年 | 9月26 | 日(月) | 午前9時カ | 4 B | | | |
| 書 | | 令和4年 | 10月 4 | 日 (火) | 午後5時ま | で | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年 | 10月7日 | (金) | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 | 免除 | 契約保 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| | | 証金 | | 証金 | | | | | |
| その | 他 | | は、「さい | | 休2日試行 | 丁工事 (受活 | 上 注者希望型) |) 」の対象 | 案件であ |
| | | る。 | | | | | | | |
| | | | は、現場代 | 理人の常! | 駐義務の総 | 疑和のうち、 | 兼務を認 | める対象エ | 事に該当 |
| | | する。 | | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま | 市岩槻区本 | 町3丁目 | 2番5号 | | | | |
| - | | | | | | まちづくり | 事務所 | | |
| | | 電話 0 | 48 - 79 | $0 - 0 \ 2$ | 3 4 | | | | |
| 契約 | 担当課 | | | 盤6丁目 | | | | | |
| 2 -/1 9 | | | | 約管理部 | - m - v | | | | |
| | | | | $9 - 1 \ 1$ | | | | | |
| | | -E + H | _ 0 2 | J 11 | | | | | |

| 却約 | 整理番号 | 04-4456-30 |
|--------------|----------------------|---|
| | - 方法 | 一般競争入札(電子) |
| | | |
| - | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 歩道整備工事(市道G548号線外1路線) |
| | 場所 | さいたま市浦和区大原4丁目地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 延長330m 道路土工一式 排水構造物工 縁石工 歩車道境界ブロック310m 地先境界ブロック2m 側溝工 長尺U型側溝52m 安全施設工一式 構造物撤去 エー式 舗装工一式 車道舗装工93㎡ 歩道舗装工503㎡ 区画線工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から |
| <i>≫</i> /Jµ | 1年时又17月11日 | 令和4年10月7日(金) 午後5時まで |
| 7 +1 | .書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から |
| ノヘイし | 音灰山州 间 | つれ4年10月11日 (火) 干削り時から 令和4年10月12日 (水) 午後5時まで |
| BB +1 | O 11 = C 7 × V D III | |
| 升 个し | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | 力然或业业工 | 令和4年10月13日(木)午前11時10分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| TT | | と。 |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑 |
| | | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| ⇒n. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 設 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日 (月) から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日 (月) 午前9時から |
| 書 | 頁的又1790的 | 令和4年10月 4日 (火) 午後5時まで |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) |
| (兄 章武 | 貝向四合朔口 | |
| 木 | 金及び又ね万伝 | |
| 7 0 | li la | 証金 証金 正金 回 |
| その | 他 | |
| | | |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | | する。 |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| 工事 | 担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 |
| | | さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 |
| | | 電話 048-840-6206 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| | | 電話 048-829-1180 |
| | | |

| 契約 | | 0 4 - 4 4 6 5 - 3 5 |
|------|----------------------------|---|
| 入札 | | 一般競争入札(電子) |
| 参加 | | 単体企業 |
| 工事 | | スマイルロード整備工事 (R4市道F-148号線) |
| 工事 | * 1 | さいたま市浦和区岸町1丁目地内外 |
| 履行 | | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 145.8m 幅員 5.8~11.4m 舗装打換工 舗装版破砕 858 ㎡ 基層 858 ㎡ 表層 858 ㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から 令和4年10月7日(金)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から 令和4年10月12日 (水) 午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月13日(木)午前11時20分 |
| 4 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 C級 |
| 参加資格 | 11. 中亚教术区(| 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| = | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| - | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 |
| | | 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| • | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から |
| 書等 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで |
| 7 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 可 |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| 工事 | 担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 |
| | | 電話 048-840-6224 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 |

| 選理番号04-4465-36一般競争入札(電子)が態単体企業道路修繕工事(R4一般県道大谷本郷さいたま線)房所さいたま市桜区田島4丁目地内間契約確定の日から令和5年2月10日まで概算数量発注方式による発注延長114.9m 幅員5.9~8.6m 舗装工108 ㎡ 切削オーバーレイ604 ㎡ 基層604 ㎡ 表層712 ㎡ 区画線工-帯工一式 交通管理工一式5格(税込)事後公表引限価格設定する計 令和4年10月5日(水)午前9時から令和4年10月7日(金)午後5時まで | |
|--|---------------------------------|
| 単体企業 道路修繕工事(R4一般県道大谷本郷さいたま線) 高所 さいたま市桜区田島4丁目地内 関間 契約確定の日から令和5年2月10日まで 概算数量発注方式による発注 延長114.9m 幅員5.9~8.6m 舗装工108㎡ 切削オーバーレイ604㎡ 基層604㎡ 表層712㎡ 区画線工-帯工一式 交通管理工一式 5.6 5.7 6 6 6 6 7 7 7 8 6 7 7 8 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 9 8 9 8 9 8 9 9 8 9 9 | |
| 道路修繕工事(R4一般県道大谷本郷さいたま線) 高所 さいたま市桜区田島4丁目地内 開間 契約確定の日から令和5年2月10日まで 概算数量発注方式による発注 延長114.9m 幅員5.9~8.6m 舗装工 108㎡ 切削オーバーレイ604㎡ 基層604㎡ 表層712㎡ 区画線工- 帯工一式 交通管理工一式 事後公表 別限価格 設定する 言請受付期間 令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| さいたま市桜区田島4丁目地内 契約確定の日から令和5年2月10日まで 概算数量発注方式による発注 延長114.9m 幅員5.9~8.6m 舗装工 108 m 切削オーバーレイ604 m 基層604 m 表層712 m 区画線工- 帯工一式 交通管理工一式 5格(税込) 事後公表 1限価格 設定する 1請受付期間 令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| 契約確定の日から令和5年2月10日まで 概算数量発注方式による発注 延長114.9m 幅員5.9~8.6m 舗装工 108 m² 切削オーバーレイ604 m² 基層604 m² 表層712 m² 区画線工- 帯工一式 交通管理工一式 5格(税込) 事後公表 1限価格 設定する 令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| 概算数量発注方式による発注 延長 114.9m 幅員 5.9~8.6m 舗装工 108 m² 切削オーバーレイ 604 m² 基層 604 m² 表層 712 m² 区画線工- 帯工一式 交通管理工一式 5格(税込) 事後公表 司請受付期間 令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| 108 m 切削オーバーレイ 604 m 基層 604 m 表層 712 m 区画線工- 帯工一式 交通管理工一式 5格(税込) 事後公表 即限価格 設定する 1請受付期間 令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| fik (税込)事後公表即限価格設定する請受付期間令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| 限価格 設定する 1請受付期間 令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| 3請受付期間 令和4年10月5日(水)午前9時から | |
| | |
| | |
| | |
| 令和4年10月12日(水)午後5時まで | |
| り場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | |
| 令和4年10月13日(木)午前11時30分 | |
| 名簿登載業種等 舗装工事業 C級 | |
| 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名 | 潼(以下 |
| 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者 | |
| ٤. | 117 3 - |
| 所在地区分 さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区 | 及び緑 |
| 区)に、本店を有していること。 | |
| 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記 | に示す要 |
| 件を満たすこと。 | , |
| 施工実績等 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 | |
| (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発 | 注した、 |
| 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として | |
| | 元队させ |
| た実績があること。 | 元队させ |
| た実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知 | |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知 | 印した「 |
| | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知 工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書 | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以 かに提出を要する 書類 | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月26日(月)から | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月26日(月)から 管間受付期間 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月 4日(火)午後5時まで | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) | 知した「 が 6 5 点 書の通知 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで質問回答期日 令和4年10月7日(金) 2及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 | 知した「 が 6 5 点 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月26日(月)から質問受付期間 令和4年9月26日(月)からで和4年9月26日(月)年前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで質問回答期日 令和4年10月7日(金) スれ保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払証金 知金及び支払方法 入れ保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 | 和した「 が 6 5 点 書の通知 有 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布 | 和した「 が 6 5 点 書の通知 有 |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 令和4年9月26日(月)から 同間受付期間 令和4年9月26日(月)年前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで質問回答期日 令和4年10月7日(金) 2及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び 電子配布令和4年9月26日(月)からで和4年9月26日(月)からで和4年10月4日(火)午後5時まで質問回答期日で和4年10月7日(金)を及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払証金 シャエ事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通纸工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 ② に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 管間回答期日 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工する。 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通纸工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布 令和4年9月26日(月)から質問受付期間 令和4年9月26日(月)から 令和4年10月 4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工する。 2 当課 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通纸工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)から 令和4年10月 4日(火)午後5時まで 管間回答期日 令和4年10月7日(金) シスル保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工する。 2 当課 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通纸工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書目を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月26日(月)から質問受付期間 令和4年9月26日(月)からで和4年10月4日(火)午後5時まで質問回答期日 令和4年10月7日(金)を及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払証金 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工する。 2 当課 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課電話 048-840-6224 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通纸工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書目を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月26日(月)から質問受付期間 令和4年9月26日(月)からで和4年10月4日(火)午後5時まで質問回答期日 令和4年10月7日(金)を及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工する。 2 当課 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課電話 048-840-6224 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |
| (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通纸工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」がを下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書目を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和4年9月26日(月)から質問受付期間 令和4年9月26日(月)からで和4年10月4日(火)午後5時まで質問回答期日 令和4年10月7日(金)を及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払証金 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象る。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工する。 2 当課 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課電話 048-840-6224 | 部した「 が655 書の通知 有 であ |

| ≠刀 ∜丛 | 數理妥旦 | 0.4.4.2.6.5.9.0 | | | | |
|-------------|--------------|---|--|--|--|--|
| 契約整理番号 入札方法 | | 0 4 - 4 3 6 5 - 8 9 | | | | |
| | | 一般競争入札(電子) | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | |
| 工事名 | | 道路修繕工事(R4一般国道122号) | | | | |
| | 場所 | さいたま市岩槻区大字馬込地内 | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月3日まで | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 525.0m 幅員 2.4~9.5m 舗装工【夜間】 | | | | |
| | | 路面切削 (平均切削厚 t=5 cm) 9 m ² 切削オーバーレイ (平均切削厚 t=12 | | | | |
| | | cm、再生粗粒度 As、t=7 cm) 3170 m² 表層(改質 II 型密粒度 As、t=5 cm) | | | | |
| | | 3170 ㎡ 付帯工【夜間】一式 | | | | |
| | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | |
| | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | | |
| | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び目時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| | | 令和4年10月13日(木)午後2時00分 | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級 | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 俗 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | る。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | |
| | 書類 | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | |
| 書等 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | |
| 77 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| | | 証金 | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | |
| | | S. | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | |
| | | 対象案件である。 | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 | | | | |
| | | 電話 048-646-3223 | | | | |
| - Long (/ | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | |
| 契約 | ,— ¬ ,,, | | | | | |

| den // | | T | | | | | |
|-------------|---------------------|---|---------------|--|--|--|--|
| | 整理番号 | 04-4365-99 | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | | |
| 参加 | 形態 | 単体企業 | | | | | |
| 工事 | . 名 | スマイルロード整備工事(R4市道10877号線) | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市北区今羽町地内 | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年2月17日まで | | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 474m 幅員 2.3~5.8m 舗装工【夜間】 | 路 | | | | |
| 似 安 | | 耐算数量発性が代による発性 延長 47年 幅質 2.5°5.6 m 舗装工 【後間】 面切削工 (平均切削深さ 5 cm) 19 ㎡ 切削オーバーレイ工 (再生粗粒度 As-20 平均切削深さ 12 cm、t=7 cm) 2310 ㎡ 表層工 (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5 cm) 2330 ㎡ 付帯工【夜間】一式 | 0, | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | |
| | :制限価格 | 設定する | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| | 6 65 2V 4V 4V 4T 65 | 令和4年10月13日(木)午後2時10分 | · | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で令和2年度 | | | | | |
| 加 | | は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和 | | | | | |
| 資物 | | 年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業 | | | | | |
| 格 | | の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件 | 丰以 | | | | |
| | | 上の平均点が76点以上であること(該当者については、本工事の入札情報な | 〉開 | | | | |
| | | システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者 | 針に | | | | |
| | | ついて」を参照すること。)。 | | | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以 | 1下 | | | | |
| | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者である | | | | | |
| | | と。 | <i>-</i> | | | | |
| | <u> </u> | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | - | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す | 安 | | | | |
| | 11 1 | 件を満たすこと。 | r . | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事 | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っ | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | - | | | | |
| | | る。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | |
| ⊐ n. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | |
| 設 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 計図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日 (月) 午前9時から | | | | | |
| 書 | 負問文刊期间 | | | | | | |
| 等 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | ↑ 入札保 │ 免除 │ 契約保 │ 要 │ 前金払 │ 有 │ 部分払 │ 有 | | | | | |
| | | 証金 証金 | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件で | であ | | | | |
| | | る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | する。 | | | | | |
| | | 9 ℃。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | |
| | | ・ 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発任有指定室)」の 対象案件である。 | | | | | |
| 十市 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | | |
| 上尹 | 71年 | | | | | | |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 | | | | | |
| | | 電話 048-646-3223 | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | |
| | | | | | | | |

| 初 纷 | 救理采旦 | 0.4-2.2.7.1-1.5 | | | | | |
|------------|---------------------|--|--|--|--|--|--|
| 契約整理番号 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | |
| 工事名 | | 浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事(R3-4)(補) | | | | | |
| 工事 | 場所 | さいたま市緑区大字中野田地内 | | | | | |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | |
| 概要 | | 道路土工一式 地盤改良工 置換工 630 m ³ 舗装工 アスファルト舗装工 2302 m ³ 透水性舗装工 450 m ³ ブロック舗装工 68 m ³ 排水構造物工 側溝工 152m | | | | | |
| | | 集水桝・マンホールエ9基 縁石工 歩車道境界ブロック 226m 地先境界ブロ | | | | | |
| 고 수 | (価格 (税込) | ック 229m 道路付属施設エー式 構造物撤去エー式 仮設エー式 | | | | | |
| | | 事後公表 | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| | | 令和4年10月13日(木)午後2時20分 | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 | | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | |
| 格 | | ٤. | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は大宮区に、本店を有し | | | | | |
| | // L-6 E-34 | ていること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | 旭 | 本印発性のエイエ事について、本公古日以前3 箇月において、週却した「工事元」 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | | 放機質和未及の工事放績計定和未通知書」の「計定点百計」がも3点を下回って | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 0 1- 10 10 7 1 0 10 | る。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | |
| 書等 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | | |
| ₹ | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| | | 証金 証金 | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | | |
| / | | る。 | | | | | |
| | | る。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 である。 | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアノッノシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「ICT活用工事(土工)(受注者希望型)」の対象案件である。 | | | | | |
| 十 声 | - 扣 水 鈿 | | | | | | |
| 上爭 | 担当課 | さいたま市緑区大字大門2564番地6 | | | | | |
| | | さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 | | | | | |
| t | | 電話 048-878-5140 | | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | |
| | | * | | | | | |

| 机化 | | 0.4.4256.00 | | | | | |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 契約整理番号 入札方法 | | | | | | | |
| 参加形態 | | 一般競争入札(電子) | | | | | |
| 工事名 | | 単体企業 西本郷歩道橋外 2 橋補修工事 | | | | | |
| 工事場所 | | 四年郷少垣間外2個相修工事 さいたま市北区本郷町地内外 | | | | | |
| | ·物別 ·期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | |
| 概要 | | | | | | | |
| 阢安 | | 室骨室装工 231.0 m ノンスリックタイル交換 45 m いい割れ桶修工 (低圧在 入工法) 2 構造物 断面修復工 (左官工法) 1 構造物 表面含浸工 50 ㎡ 伸縮装 | | | | | |
| | | 置取替 8.4m 仮設工一式 | | | | | |
| 子宁 | (価格(税込) | 36,322,000円 | | | | | |
| | 制限価格 | 36, 322, 000円 設定する | | | | | |
| | ····································· | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | |
| 沙 //□ | 中间文门旁间 | 令和4年10月3日(水) 干削3時から 令和4年10月7日(金) 午後5時まで | | | | | |
| 7 #1 | .書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | | | |
| ノヘイレ | 音灰山朔间 | 令和4年10月11日(次) 午前3時から | | | | | |
| 胆丸 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| 卅 个L | WMMX OTA 时 | 令和4年10月13日(木)午後2時30分 | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で令和2年度又 | | | | | |
| 参加 | 1 存 2 取 未 性 守 | エポエザ業 内板又は日板。たたし、日板に ラバでは、ヨ政業種で 7和2 千度又 は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2 | | | | | |
| 資 | | 年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種 | | | | | |
| 格 | | の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以 | | | | | |
| | | 上の平均点が75点以上であること(該当者については、本工事の入札情報公開 | | | | | |
| | | システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者に | | | | | |
| | | ついて」を参照すること。)。 | | | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | |
| | | 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | |
| | | 「賃俗有有得」という。)に、上記にかり未煙及び等級に登載された有にめること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | こ。 さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有し | | | | | |
| | 加拉地区为 | ていること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 体を満たすこと。 | | | | | |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | 旭工大順寸 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | | る。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | |
| m. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | |
| 設計 | 開始期日 | = · ·· · | | | | | |
| 义 | 質問受付期間 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | |
| 書等 | 貝미又口別间 | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | | |
| ∤早. 宝元 | <u>員</u> 同 <u></u> | 入 札 保 免除 契 約 保 要 前 金払 有 部 分払 有 | | | | | |
| 不皿 | 金及い文仏が伝 | 八代 | | | | | |
| その | . (i/h | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ | | | | | |
| -(0) | TE | | | | | | |
| | | る。 ・木工車は 「母塾キャリアアップシフテム汗田エデル工車」である | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | |
| | | 対象案件である。 | | | | | |
| 一十 | 井口 水 調 | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 | | | | | |
| | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 | | | | | |
| | 担当課担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 | | | | | |

| 却 % | 整理番号 | 04-4365-101 | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 入札 | | 一般競争入札(電子) | | | | | |
| 参加 | | | | | | | |
| | | 単体企業 | | | | | |
| 工事 | ** | スマイルロード整備工事(R4市道イワ237号線) | | | | | |
| 工事 | | さいたま市岩槻区大字長宮地内 | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 342.5m 幅員 6.2~6.8m 道路土工一式 排 | | | | | |
| | | 水構造物工 長尺∪形側溝 (300×300、車道用)354m (300×300、横断用Z | | | | | |
| | | 付) 7m 角型集水ます (□500×H600) 7基 横断暗渠 (300×240) 7m 塩ビ管 | | | | | |
| | | (φ250) 1m 舗装工 上層路盤 (RM-40、t=23 cm) 114 m² 下層路盤 (RC- | | | | | |
| | | 40、t=22 cm) 108 m² (RC-40、t=24 cm) 6 m² 表層 (再生密粒度 As-20、t= | | | | | |
| | | 5 cm) 2070 m² 付帯工一式 | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | |
| _ | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | |
| 9 /VF | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | | |
| ス お | 書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から | | | | | |
| / \1 | | 令和4年10月12日(水) 午後5時まで | | | | | |
| 間和 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| 卅 个し | <i>、勿川以</i> ∪`□时 | 令和4年10月13日(木)午後2時40分 | | | | | |
| <u> </u> | | 七木工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で令和2年度又 | | | | | |
| 参 | 石 | 工不工事業 A被又はB被。ただし、B被については、当該業種で守相2年度又 は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2 | | | | | |
| 加資 | | 年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種 | | | | | |
| 格 | | | | | | | |
| | | の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以 | | | | | |
| | | 上の平均点が75点以上であること(該当者については、本工事の入札情報公開 | | | | | |
| | | システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者に | | | | | |
| | | ついて」を参照すること。)。 | | | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | |
| | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | |
| | | と。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を | | | | | |
| | | 有していること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | | る。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | |
| 書 | | 令和4年10月 4日 (火) 午後5時まで | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| ртчни | <u> </u> | 証金 証金 | | | | | |
| その | ————————————————————————————————————— | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | | |
| | le. | る。 | | | | | |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | | |
| | | する。 | | | | | |
| | | - ^ ~。 - ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | |
| | | 対象案件である。 | | | | | |
| 一 車 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | | |
| | 1= = IW | さいたま市大宮区 日 数 明 1 月 日 1 2 4 番 地 1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 | | | | | |
| | | 電話 048-646-3223 | | | | | |
| 圭刀 Φ Δ- | 扣 水 鈿 | | | | | | |
| 突約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | |

| ±刀 ∜A | 數理妥旦 | 0.4.4.9.7.9.4 | | | | |
|--------------|----------------------|--|--|--|--|--|
| 契約整理番号 | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 ************************************ | | | | |
| 工事名 | | 浦和第1処理分区下水道工事(南建-R4-1009) | | | | |
| 工事 | ,. | さいたま市緑区大字大門地内 | | | | |
| 履行 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | |
| 概要 | | 延長 150.70m 開削 (管径 200mm、硬質塩ビ管) 107.90m 低耐荷力管推進 (管径 | | | | |
| | | 200mm、塩ビ管) 42.80m マンホールエ 組立1号マンホール7箇所 現場打ち | | | | |
| - | Fr 14 (4)() = 1 | 1号マンホール1箇所 立坑工一式 取付管16箇所 付帯工一式 | | | | |
| | 価格(税込) | 事後公表 | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | |
| - II | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | |
| 人札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | | |
| II | 10-27> | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| | ₩ ₩ 7% +N 211% ペペ bb | 令和4年10月13日(木)午後3時50分 | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ。 | | | | |
| п | =r 10 == 1) | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑 | | | | |
| | | 区)に、本店を有していること。 | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | Life and the falls | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成 | | | | |
| | | 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 6 5 点を下回ってい | | | | |
| | 0 12 141 16 2 3 0 01 | ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | |
| | 書類 | 電子配布 | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | | | | | |
| 計図 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から 全和4年 0日 0日 0日(日) ケギ 0 味から | | | | |
| 書 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | |
| 等 | 新田口 然 田 口 | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | |
| /ロ ⇒~ | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) 111 (日 425) | | | | |
| 休祉 | 金及び支払方法 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 7 1 | lila | 証金 証金 | | | | |
| その | 112 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ | | | | |
| | | る。 | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | |
| 十丰 | | 対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 | | | | |
| 上事 | 1旦 🗆 🖟 | さいたま市中央区下落台3J日イ番10万 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 | | | | |
| | | | | | | |
| ±刀 ∜A | +□ VT ≅田 | 電話 048-840-6262 | | | | |
| 矢剂 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | |

| +n // | *4~m ~ D | | | | | | | |
|---|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 契約整理番号 | | 0 4 - 4 3 5 6 - 8 7 | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札 (電子) | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | |
| 工事名 | | ゾーン30対策工事(北区宮原町1丁目外地区) | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市北区宮原町1丁目地内外 | | | | | | |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | |
| 概要 | | 工事面積 27ha 区画線設置 実線 (15 cm) 9950m ゼブラ (15 cm) 25m 破線(| | | | | | |
| | | 30 cm) 210m 矢印・記号・文字 15 cm換算 1408m 緑色 2083 ㎡ 赤色 39 ㎡ 区 | | | | | | |
| | | 画線消去 削取り式 1589m ウォータージェット式一式 舗装工一式 縁石工一 | | | | | | |
| | | 式 道路付属物工一式 仮設工一式 | | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | | |
| 2 / 1 | 1 413 22 13 773 11 3 | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | | | |
| ス お | 書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から | | | | | | |
| / (10 | н ж шулы | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | | | |
| 開却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | |
| | 10万分// | 令和4年10月13日(木)午後4時00分 | | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | □ 〒和4年10月13日(木) 干後4時00分 塗装工事業 | | | | | | |
| 参 | 1 | | | | | | | |
| 加資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | | |
| 格 | -c-4 u. F-7 | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | | |
| 書等 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | | | |
| 寸 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | | |
| | | 証金 | | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | | |
| | | 対象案件である。 | | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | | | |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 | | | | | | |
| | | 電話 048-646-3207 | | | | | | |
| | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | |
| | 1→ → H/IV | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | |
| <u> </u> | | | | | | | | |

| 恝約 |]整理番号 | 04 - 4356 | - 8 8 | | | | | |
|--------------|---|---|--|---|---|-----------------|--|------------------|
| 入札方法 | | 一般競争入札(1 | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | |
| 工事名 | | 単体企業 ブーン30対策工事(岩槻区美園東1丁目外地区) | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市岩槻 | | | 1月77地区) | | | |
| | | | , | | L: | | | |
| | ·期間 · | 契約確定の日から令和5年3月10日まで 工事面積32ha 区画線設置 実線(15 cm) 12100m ゼブラ(45 cm) 13m 破線 | | | | | | |
| 既要 | <u>.</u> | 上事面積 32ha (45 cm)12m <i>与</i> | | | | | | |
| | | 画線消去 12283m | 道路付属物 | 工一式(| 仮設工一式 | | | |
| 予定 | (価格 (税込) | 34,441, | 000円 | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和4年10月 | 5日(水)午 | 前9時から | | | | |
| | | 令和4年10月 | 7日(金)午 | 後5時まで | Č . | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月 | 11日(火) | 午前9時か | 146 | | | |
| | | 令和4年10月 | 12日(水) | 午後 5 時ま | まで | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和 | 区常盤6丁目 | 4番4号 | さいたまた | 7役所 | 入札室 | |
| | | 令和4年10月 | 13日(木) | 午後4時1 | 10分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 塗装工事業 | | | | | | |
| 加 | | 本公告日におい | て、 令和3・ | 4年度のさ | さいたま市競 | 竞争入村. | 参加資格者名 | 簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」 | | | | | | |
| 格 | 所在地区分 | さいたま市内に、 | | | | | | |
| | /// 12.012/4 | | | | | 撃断の | 所在地が上記 | に示す要 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | | 110/11/2 |
| | | 件を満たすこと. | 件を満たすこと。 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | 施工宝績等 | 件を満たすこと。 | | 木公告F | 1以前3篑目 | におい | て 通知した | 「丁重宗 |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装 | 工事について | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装 成検査結果及び | 工事について 工事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評気 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装 成検査結果及び いないこと。な | 工事について 工事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評気 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | | 本市発注の塗装 成検査結果及び | 工事について 工事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評気 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の塗装 成検査結果及び いないこと。な | 工事について 工事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評気 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の塗装 成検査結果及び いないこと。な | 工事について 工事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評気 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する | 本市発注の塗装 成検査結果及び いないこと。な: る。 | 工事について 工事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評気 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 設□ | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないこと。な る。 - 電子配布 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 | 結果通知書定に当たっ | 書」の「評気 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないこと。な る。 - 電子配布 令和4年9月2 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か | 結果通知書 定に当たっ | 書」の「評策 っては、当該 | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないこと。なる。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年 9月 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) | 結果通知書 定に当たっ ら 午前 9 時か | 書」の「評策 っては、当該 いら | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないこと。なる。 一 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月)か 4日(火) | 結果通知書 定に当たっ ら 午前 9 時か | 書」の「評策 っては、当該 いら | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないこと。なる。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) | 結果通知書 定に当たっ ら 午前 9 時 b 午後 5 時 s | 書」の「評策 っては、当 い ら で | 医点合計 英通知書 | 」が65点をの通知日を基 | 下回って |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないこと。なる。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 免除 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 契約保 | 結果通知書 定に当たっ ら 午前 9 時 b 午後 5 時 s | 書」の「評策 っては、当該 いら | ₹点合計 | 」が65点を | 下回って |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないこと。ない る。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 証金 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 契約保 証金 | 結果通知書 定に当たっ ら 午前 9 時か 午後 5 時ま | 書」の「評策 っては、当 高 ら を で 前金払 | 至点合計 該通知書 有 | 」が65点をの通知日を基 | 下回って |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装 成検査結果及びいないる。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札金 ・本工事は、「 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 契約保 証金 | 結果通知書 定に当たっ ら 午前 9 時か 午後 5 時ま | 書」の「評策 っては、当 高 ら を で 前金払 | 至点合計 該通知書 有 | 」が65点をの通知日を基 | 下回って |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装 成検査結果と。な る。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入和4年10月 入札金 免除 ・本工事は、「る。 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 双金 で 取金 で いたま市週 | 結果通知書 定 ら 前 5 前 5 5 前 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | 書」の「評策 っては、当記 いちで 前金払 「工事(発泡 | E 点合計 有 | 」が65点をの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装 成検査結果と。ない る。 - 電子配布 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 双金 で 取金 で いたま市週 | 結果通知書 定 ら 前 5 前 5 5 前 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | 書」の「評策 っては、当記 いちで 前金払 「工事(発泡 | E 点合計 有 | 」が65点をの通知日を基部分払型)」の対象 | 下回って 準とす 有 表案件であ |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装 成検査結果と。ない る。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 証金 免除 ・本工事は、「 る。 ・本工事は、現まする。 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 契約保 ごいたま市週 場代理人の常 | 結果通知書 定に当たっ ら 前 り 時 ち 時 ま 大 て 後 と 大 く 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 書」の「評策 の「評策 らで 前金払 「工事(発達 元本のうち、 | 三点合計書 有 指 務を | 」が65点を の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ | 下回って |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の登装がいる。 一 電子和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札金 集工事は、「 ・本工事は、「 ・本工事は、「 ・本工事は、「 ・本工事は、「 ・本工事は、「 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 契証ま市週 場代 また、現代 | 結果 語果 ら い に い い に い い に い に い の に の の の の に の の の の の の の の の の の の の | 書」の「評策」の「当まっては、当まっては、 らで 前金払 丁工 | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の登装がいない。 一 電子 4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 令和4年は、「 令和4年は、「 ・本工事は、「 ・本工事は、「 ・本工事は、「 ・本工事は、「 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6日(月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 製金 さいたま市週 場代理人の常 よといた現人の常 よといた。 は、対理人の常 は、対理人の常 は、対理人の常 | 結果 語果 ら い に い い に い い に い に い の に の の の の に の の の の の の の の の の の の の | 書」の「評策」の「当まっては、当まっては、 らで 前金払 丁工 | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 :金及び支払方法 | 本市発注のとのでは、 | 工事について 工事成績評定 お、期間の算 6 日 (月)か 2 6 日 (月) 7 日 (全) 7 日 (契証金 さいたま市週 場代 キャリの遠 建設工事の遠 | 結定 ら 中午 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 書」の いま 前事 がま がま がま がま がま がま がま がま がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市検査にいる。 - 電子和4年10月 令和4年10月 令和4年10月 入証金本。 本る。 エエ工学件はは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 工事について 工事成績評算 6 日 (月)か 2 6 日 (火) 7 日 (全) 2 位 日 (火) 7 日 (全) ※記ま 市 の常 建設工事 要記ま 町 1 丁 | 結定ら午午休駐 ア隔目111112213313413413413413433433533633733833933 | 書って いまで 前事 で 新事 がま がま がま がま がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 :金及び支払方法 | 本成ないる。 - 電台のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 工事について 工事成績間の第 6 日 (月) か 2 6 日 (火) 7 日 (金) 7 日 (金) ※証ま 人 リア で は ま 設工 事 で ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま | 結定ら午午休 駐 ア隔 目務195日 務 プ場 2 道2日 務 プ場 2 道3日 務 2 月 番 3 月 3 月 3 月 3 月 3 月 3 月 3 月 3 月 3 月 | 書って いまで 前事 で 新事 がま がま がま がま がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発音によって 市発音によって 電子和4年10月 令和4年10月 令和4年10月 令和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 である。本本、工工工業には、、、、あままはで、市市ははで、あままままままままままままままままままままままままままままままままままま | 工事について 工事成績評算 6日月)か 26日(月) 4日(火) 7日(金) 製証ま 人の関 ま設出まする 場代キャ事の まままりの常 は設工事では まままりのでは まままりのでは まままりのでは まままして まままする。 まままして ままます。 まままます。 まままます。 ままままます。 ままままます。 まままままままま | 結定ら午午体駐 ア隔 目務の期当95日務 プ場 2道知た時時 試 の シに 4路するおまずる | 書って いまで 前事 で 新事 がま がま がま がま がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 :金及び支払方法 | 本成分では、 | 工事について 工事成績評算 6 日 (月) 2 6 日 (月) 4 日 (火) 7 日 (金) 製証ま 市 の 常 建設 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 | 結定ら午午体駐 ア隔 目務の95日 務 プ場 2 道9日 務 プ場 2 道4 路4日 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 | 書って いまで 前事 で 新事 がま がま がま がま がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発音によって 市発音によって 電子和4年10月 令和4年10月 令和4年10月 令和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 である。本本、工工工業には、、、、あままはで、市市ははで、あままままままままままままままままままままままままままままままままままま | 工事について 工事成績評算 6 日 (月) 2 6 日 (月) 4 日 (火) 7 日 (金) 製証ま 市 の 常 建設 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 | 結定ら午午体駐 ア隔 目務の95日 務 プ場 2 道9日 務 プ場 2 道4 路4日 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 | 書って いまで 前事 で 新事 がま がま がま がま がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる | 三点 有 者 務 ルエ | 」が65点を基 の通知日を基 部分払 型)」の対象 認める対象エ 事」である。 | 下回って選とす |

| 却約 | 整理番号 | 04-4356-89 | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | |
| 工事名 | | 単体企業 ゾーン30対策工事(見沼区深作1丁目外地区) | | | | | |
| | | クーン30対象工事(見招区保作1)目外地区) さいたま市見沼区深作1丁目地内外 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | |
| 概要 | | 工事面積 36ha 区画線設置 実線 (15 cm) 12180m ゼブラ (45 cm) 84m 破線 (30 cm) 89m (45 cm) 22m 矢印・記号・文字 15 cm換算 1566m 緑色 942 ㎡ 赤色 11 ㎡ 区画線消去 2068m 道路付属物工一式 仮設工一式 | | | | | |
| 予定 | | 事後公表 | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | |
| <i>≫</i> /Jµ | 中国文门列间 | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | | |
| スお | .書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から | | | | | |
| /\1L | 自尼山州间 | 令和4年10月12日(水)午前35円が5 | | | | | |
| 開扣 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| 111] 1 L | NOMINIX OF FIFT | 令和4年10月13日(木)午後4時20分 | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | ラ和4年10月13日 (水) 干後4時20万 途装工事業 | | | | | |
| 参加 | 14 停显 製 未 俚 寸 | | | | | | |
| 加 資 | | 本公言りにおいて、市和3・4年度のさいたま印規事人化参加資格有名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | |
| 格 | 所在地区分 | 「賃俗有名得」という。)に、工記にかり条種で登載された有でめること。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | | | |
| | 別任地区分 | | | | | | |
| | | 区)に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | the me the list left | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | |
| 設 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | | | |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 計図 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月)年前9時から | | | | | |
| 計図書 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) | | | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要 前金払 有部分払 有証金・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 並金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 | | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 ままままままままままままままままままままままままままままままままままま | | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 事 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 | | | | | |

| 恝約 | 整理番号 | 04-4365-103 | | | | | |
|------------|---------------------|---|--|--|--|--|--|
| 入札方法 | | - 一般競争入札 (電子) | | | | | |
| 参加形態 | | 一 | | | | | |
| 工事名 | | 道路修繕工事(R4一般県道新方須賀さいたま線) | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市大宮区堀の内町1丁目地内外 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 215.0m 幅員 4.5m~9.0m 舗装工 切削オーバーレイ (平均切削厚 12 cm、再生粗粒度 As-20、t=7 cm) 1500 ㎡ 表層 (車 | | | | | |
| | | 道) (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5 cm) 1500 m² 付帯工一式 | | | | | |
| | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | | | |
| | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| | | 令和4年10月13日(木)午後4時30分 | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 | | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | |
| 資物 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | |
| 格 | | と。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | | | |
| | | 区)に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | | る。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | - | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | |
| 書 | 2 11 12 11 17 11 14 | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| r 1 - H114 | | 証金 証金 | | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | | |
| , | | する。 | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | |
| | | ・ | | | | | |
| 丁重 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | | |
| ユヂ | 1= =1 ₩ | さいたま市大宮区日放明 1 月 1 2 4 番地 1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 | | | | | |
| | | 電話 048-646-3224 | | | | | |
| 却 | 扣水細 | | | | | | |
| 矢剂 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | |

| ±π √/- | • • • • • • • • • | 0.4 4.7.6.0 1.4 | | | | | |
|-----------------------|---|---|--|--|--|--|--|
| 契約整理番号 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | |
| 工事名 | | 岩槻消防署笹久保出張所中規模修繕(建築)工事 | | | | | |
| | 場所 | さいたま市岩槻区大字笹久保1328番地 | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年6月30日まで | | | | | |
| 概要 | | 屋上防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装仕上改修工事 便所改修工事 外 | | | | | |
| 予定 | 価格(税込) | 138,380,000円 | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から | | | | | |
| <i>></i> /4H | | 令和4年10月17日(月)午後5時まで | | | | | |
| ス お | 書提出期間 | 令和4年10月18日 (火) 午前9時から | | | | | |
| / \ 16 | <u> </u> | 令和4年10月19日(水)午後5時まで | | | | | |
| 間扣 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| 1 711] 小し | · · / · / / / / / / / / / / / / / / / / | 令和4年10月20日(木)午後1時30分 | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 〒和4午10月20日(木)十後1時30万 建築工事業 S級 | | | | | |
| 参 | 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | 歴祭工事業 S板 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | | |
| 加 資 | | 本公言りにおいて、市和3・4年度のさいたま印規事人札参加資格有名簿(以下 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | |
| 格 | | | | | | | |
| | マナルドハ | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | | <u>5.</u> | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | |
| 書等 | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | | |
| 寸 | 質問回答期日 | 令和4年10月17日(月) | | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| WILL 20 7 12/3 12 | | 証金 | | | | | |
| その他 | | ・「岩槻消防署笹久保出張所中規模修繕(機械設備)工事」の落札候補者が決ま | | | | | |
| | ,_ | らないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| + | 1— — H/K | さいたま市建設局建築部保全管理課 | | | | | |
| | | 電話 048-829-1510 | | | | | |
| 刧灿 | 担当課 | ■品 048-829-1310 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| 天利 | 1旦 | | | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 04-4762-15 | | | | |
|--------------|--------------------|---|--|--|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | |
| 工事 | 7.0 TE | 岩槻消防署笹久保出張所中規模修繕(機械設備)工事 | | | | |
| 工事場所 工事場所 | | さいたま市岩槻区大字笹久保1328番地 | | | | |
| | ·期間 | 契約確定の日から令和5年6月30日まで | | | | |
| 概要 | | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工 | | | | |
| 194.女 | • | 事一式 排水設備工事 式 機気設備工事 式 開生協兵設備工事 式 稲水設備工事 工 非水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | |
| 予定 | (価格(税込) | 61,259,000円 | | | | |
| 最低 | :制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から | | | | |
| | | 令和4年10月17日(月)午後5時まで | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月18日(火)午前9時から | | | | |
| | = | 令和4年10月19日(水)午後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| | ~******* * * * * | 令和4年10月20日(木)午後1時40分 | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 | | | | |
| <i>莎</i> 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | // IZ-2 E-74 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成 | | | | |
| | 旭工入展刊 | 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい | | | | |
| | | ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | |
| | 書類 | | | | | |
| ⇒n. | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | |
| 設計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年9月20日 (月) から 令和4年 9月26日 (月) 午前9時から | | | | |
| 書 | 员的文门 <i>州</i> 的 | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 等 | 質問回答期日 | 令和4年10月17日(月) | | | | |
| 保証 | - 金属の - 金及び支払方法 | 入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| МИ | | 証金 証金 III | | | | |
| その他 | | ・「岩槻消防署笹久保出張所中規模修繕(建築)工事」の落札候補者が決まらな | | | | |
| C V) | je | いときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| 工事 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | |
| | | さいたま市建設局建築部設備課 | | | | |
| | | 電話 048-829-1839 | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | |
| ノベルコ | 1 → → H/V | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | |
| | | 中川 (1) (2) 11)(| | | | |

| 大小 | 整理番号 | 04-3168-1 |
|------------------------|--|---|
| | | 一般競争入札(電子) |
| | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | | 北与野駅北口地下駐車場平面化改修工事(第2期) |
| | | さいたま市中央区上落合2丁目3番10号 |
| | ·期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで |
| 既要 | | 駐車機械解体工事一式 ピット部砕石埋戻工事一式 サイン工事一式 泡消火設 |
| <i>7</i> L <i>></i> | | 備改修工事一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 1申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から |
| <i>></i> /JF | | 令和4年10月17日(月) 午後5時まで |
| 入 杉 | .書提出期間 | 令和4年10月18日 (火) 午前9時から |
| * 1 - | | 令和4年10月19日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
|) i j C | 3 M 10 10 C O 11 - 3 | 令和4年10月20日(木)午後1時50分 |
| 4 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 |
| 参 加 | H 14 32 1998 12 4 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | اد. المادين ا |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 三 八 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設計 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 |
| 設計図書位 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月)年前9時から |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 保証 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等 保証 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保証 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 そ 工 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等 保 そ 工 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |

| +n 44. | ** 型亚目 | 0 4 4 | 101 | | | | | | |
|--------|---|------------|--|---|---------------|----------------|--|------------|--------------|
| | 整理番号 | | $\frac{484-2}{1000000000000000000000000000000000000$ | | | | | | |
| | 方法 | | 入札(電子 | -) | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事 | 名 | 鴨川第4 | 0 処理分区 | 【下水道工₹ | 事(南再- | R4 - 40 |) 4) | | |
| 工事 | 場所 | さいたま | 市中央区銷 | 谷9丁目均 | 也内外 | | | | |
| 覆行 | 期間 | 契約確定 | の日から令 | 3和5年3月 | 月10日ま | で | | | |
| 既要 | | 耐震化工 | 管きよ更 | [生工(既詞 | 投管径 800 | mm) 368.6r | n 耐震継 | 手設置工(| 既設管径 |
| | | 800mm) 1 | 6 箇所 付 | 帯工一式 | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | | | | |
| 曼低 | 制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 多加 | 申請受付期間 | 令和4年 | 10月13 | 3日(木) 4 | 午前 9 時か | i S | | | |
| | | | | 7 日 (月) 4 | | | | | |
| 人札 | 書提出期間 | | | 3日 (火) 4 | | | | | |
| • 10 | а же жүү гү | | | 1日 (水) 4 | | | | | |
| 見お | の場所及び日時 | | | 宮盤6丁目4 | | | 上 上 注 注 注 注 注 注 : 1 | 村 宏 | |
| 73 / 1 | | | | 1 | | | | 7L± | |
| | 名簿登載業種等 | 土木工事 | | / H (/N) | 一及り时ひ | 0); | | | |
| 参 | 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | | | Δ£π Ω . | 4 年 由 の キ | いたま士芸 | A A A A A | hn次妆女力 | ・ |
| 加容 | | | | 令和3・ | | | | | |
| 資格 | | _ | 右傳」 と↓ | ゝ う。)に、 | 上記に不 | 9 栗俚及(| か 寺被 じ 登 | 取 されにそ | 「じめるこ |
| | -c-4 u. E /\ | <u>ک</u> . | | . # 4 # 1 | | | | | |
| | 所在地区分 | | | 店を有して | | | H 1114 | | - 1 1 |
| | | | | 資格者名 | 算に登載さ | れた甲請り | 事業所の所 | 在地が上記 | 2に示す要 |
| | | 件を満た | | → 61 - 3 - 311- 3 - 3 | | (-) - (-) | 2 211- 2 2 | | |
| | 施工実績等 | | | 厚件を満た] | | | | | - |
| | | | | いて、平成 | | | | | |
| | | | | 実績がある | | | 構成員とし | しての実績 | の場合 |
| | | | | 20%以上 | | | | | |
| | | | | いて、公益 | | | | | |
| | | 受けた | 形成工法 | 、反転工法 | :、鞘管工注 | 去又は製管 | 工法の協会 | 会等に加入 | している |
| | | こと。 | | | | | | | |
| | | (3) 本市 | 7発注の土 | 木工事につ | いて、本 | 公告日以前 | 3箇月にお | ないて通知 | した「エ |
| | | 事完成 | え 検査結果 | 及び工事成 | 績評定結 | 果通知書」 | の「評定点 | 点合計」が | 65点を |
| | | 下回? | ていない | こと。なお | 、期間の | 算定に当た | っては、旨 | 当該通知書 | の通知日 |
| | | を基準 | 生とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 施工実績 | 等に規定す | -る(2)の場 | 合につい | ては、協会 | 等に加入し | しているこ | とを証明 |
| | 外に提出を要する | する書類 | の写し、及 | なび建設技術 | 析審査証明 | 書の写し | | | |
| | 書類 | | | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | | | |
| 汉 計 | 開始期日 | | 9月26日 | 1 (月) から | ò | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | | | 5日 (月) 4 | | 'n | | | |
| 書 | 英国文门 <i>州</i> 国 | | | 2 目 (水) 4 | | _ | | | |
| 等 | 質問回答期日 | | 10月17 10月17 | | I K O M A | | | | |
| 모육하 | 金 及び支払方法 | 入札保 | | 契約保 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| 木皿 | 金及い又払力伝 | 証金 | 光床 | 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 | 女 | 刊金仏 | 有 | 前刀14 | 有 |
| 7 0 | /ıla | | 1-1 F-3-1 | | L O D = 44 | 工事 (巫) | 는 보고 조. 라마파II |) | + + /4 - + + |
| その | 10. | | 12, 121 | いたま市週位 | 个2日試 行 | 「上争(攵冶 | 上有布室型 |)」の対象 | 発件 (*め |
| | | る。 | | | - 0 | | | 1. · | |
| | . I was a talk when | | | ナキャリアン | | | ピアル工事 | 」である。 | |
| 工事 | 担当課 | | | 落合5丁 | | | | | |
| | | | | 前部建設事務 | | 再整備課 | | | |
| | | 電話 0 | 48 - 84 | 0 - 62 | 5 5 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 契約 | 担当課 | | 市浦和区常 | 常盤6丁目4 | 4番4号 | | | | |
| 契約 | 担当課 | さいたま | | 的 6 丁目 4 段約管理部基 | | | | | |

| ±π «A | ************************************** | 0.4.4.2.5.6.0.1 |
|------------------|--|---|
| | 整理番号 | 04-4356-81 一般競争入札(電子) |
| | 万伝 形態 | 単体企業 |
| <u> 多州</u> 工事 | | 歩道整備工事(主要地方道さいたま春日部線・桜木町工区) |
| | · ·場所 | 少追笠哺工事(主要地方追さいたま春日記録・後不可工区) さいたま市大宮区桜木町4丁目地内外 |
| | ·場別 ·期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで |
| <u>먢1</u> 概要 | | |
| 陇安 | • | 延長 218m 土工一式 舗装工 車道舗装 2477 ㎡ 歩道舗装 (一般部) 841 ㎡ (乗入郊) 100 ㎡ 段五世北工 街源工 51m |
| | | (乗入部)109 m ² 路面排水工 街渠工 51m 歩車道境界ブロック 388m BOX 側 溝 387m BOX 側溝用集水桝 13 箇所 集水桝 2 箇所 道路付属施設工一式 撤去 |
| | | 用 30 / III |
| 子宁 | 価格(税込) | 117,810,000円 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から |
| 沙 加 | 中间文门规则 | 令和4年10月13日(水) 干削3時から 令和4年10月17日(月) 午後5時まで |
| ス お | .書提出期間 | 令和4年10月18日(火)午前9時から |
| / \ / L | 自尼山州间 | 令和4年10月19日(水)午後5時まで |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| יינוען ב | | 令和4年10月20日(木)午後3時10分 |
| 4 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和2年度又 |
| 参加 | 10日至40人区(| は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2 |
| 資 | | 年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種 |
| 格 | | の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以 |
| | | 上の平均点が76点以上であること(該当者については、本工事の入札情報公開 |
| | | システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者に |
| | | ついて」を参照すること。)。 |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| | | ٤. |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | る。 |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から |
| 書等 | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| ,1 | 質問回答期日 | 令和4年10月17日(月) |
| 保証 | 金及び支払方法 | ○ 八 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 |
| | | 証金 証金 |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| | | 5. |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| | | 対象案件である。 |
| | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| 工事 | | さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 |
| 工事 | | CV /CS市是政府北部是政事场/// 是四天主对来队 |
| 工事 | | 電話 048-646-3207 |
| | 担当課 | |
| | 担当課 | 電話 048-646-3207 |

さいたま市告示第1423号

さいたま市の発注する「芝川第7処理分区外下水道工事(北再-R4-405)」ほか1件の特別 簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める 参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。
- 2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」(以下「総合評価方式ガイドライン」という。)及び「総合評価方式に係る入札説明書」(以下「入札説明書」という。)による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

- 3 技術資料の提出及び審査
 - (1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も 高い者(以下「第一順位者」という。)は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成 し、財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出すること。
 - (2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。
 - (3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。
 - (4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。
 - (5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。
- 4 入札参加資格の確認
 - (1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める

条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格等確認資料
- イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
- ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
- エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険 等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用 除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で 変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付するこ と。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 5 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなけ

れば、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点 を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、第一順位者決定の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 8 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 9 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第 1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該 工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱(平成18年さいたま市制定)、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル(入札参加者用)、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

| 契約 | 整理番号 | 0 4 - 4 3 8 4 - 2 5 |
|--------------|-----------------------|--|
| 入札 | | 一般競争入札 (電子・特別簡易型総合評価方式) |
| 参加 | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | 名 | 芝川第7処理分区外下水道工事(北再-R4-405) |
| 工事 | 場所 | さいたま市見沼区東大宮3丁目地内外 |
| 履行 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 延長 147.4m 管きょ更生工 (既設管径 600~1000mm) 147.4m 耐震継手設置工 (|
| 1902 | | 既設管径 600~1000mm) 8 箇所 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| | 基準価格 | 設定する(失格基準有) |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から |
| <i>≫</i> /√µ | 1 11 × 11 /9/11/1 | 令和4年10月7日(金)午後5時まで |
| 入 村. | 書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から |
| / 1/2 | E 1/C EI/// 11/1 | 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| 7/13/12 | 12 30 10 10 CO 11 1 1 | 令和4年10月13日(木)午後1時40分 |
| - | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級、A級又はB級 |
| 参加 | 14 m 14 14 14 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ا ک ا |
| • | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | // III 2 II / | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 |
| | 72-74-74 | (1) 本公告日において、平成24年度以降、下水管(函)渠更生工事を元請と |
| | | して完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合 |
| | | は、出資比率が20%以上のものに限る。)。 |
| | | (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を |
| | | 受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入している |
| | | こと。 |
| | | (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工 |
| | | 事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を |
| | | 下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日 |
| | | を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以 | 施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明 |
| | 外に提出を要する | する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から |
| 図 | | 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(芝川第 |
| 書等 | | 7処理分区外下水道工事(北再-R4-405)).pdf」ファイルを参照するこ |
| -,1 | | と。 |
| | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から |
| | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 │ 免除 契 約 保 │ 要 前金払 │ 有 部分払 │ 有 |
| | | 証金 証金 証金 |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| | | 3. |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| | Ln \/ == | 対象案件である。 |
| 上事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 |
| | | 電話 048-646-3255 |
| | Les via am | ()) 1-1-1-1-1 PM 40 0 - 1 P |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

| 契約 入札 参加 | 123 LT /\ T | |
|----------------|--|--|
| | | 04-3283-8 |
| 参加 ナ | | 一般競争入札(電子・特別簡易型総合評価方式) |
| | · · · - | 単体企業 |
| 工事 | | 東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線) |
| 工事均 | 場所 | さいたま市緑区大字中尾地内 |
| 履行期 | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 延長 (区9-3号線) 58m (歩4-2号線) 17m 道路土工一式 舗装工(車道) 上層路盤 (RM40) 267 ㎡ 下層路盤 (RC40) 264 ㎡ 表層 (再生密粒 As) 481 ㎡ 舗装工(歩道) フィルター層 152 ㎡ 路盤 (RC40) 152 ㎡ 表層 (透水性 As) 146 ㎡ (透水性平板) 27 ㎡ 排水構造物工一式 構造物撤去工一式 |
| 予定化 | 価格(税込) | 事後公表 |
| | 基準価格 | 設定する(失格基準有) |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から |
| <i>沙川</i> , | 中时又门州间 | 令和4年10月7日(金) 午後5時まで |
| 7 41 - | # 11 11 HB BB | |
| 八化 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から |
| · · | III = 2 = | 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| 開札(| の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和4年10月13日(木)午後1時50分 |
| //> | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | ا <u>ک</u> و |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 件を満たすこと。 |
| F | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 旭工大順寸 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | |
| | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | |
| | 2に掲げるもの以 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 外に提出を要する | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| _ | 外に提出を要する 書類 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| 設 | 外に提出を要する | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 |
| 計 | 外に提出を要する 書類 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 計図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 |
| 設計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和 |
| 計図 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイ |
| 設計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 |
| 設計図書 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年 9月26日(月)午前9時から |
| 設計図書 | 外に提出を要する <u>書類</u> 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで |
| 改計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) |
| 改計図書等 | 外に提出を要する <u>書類</u> 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 段計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 |
| 改計図書等 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9−3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ |
| 段計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9−3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 |
| 段計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9−3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件であ |
| 段計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 歌ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 段計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | では、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| 設計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 歌ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 設計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9−3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| 設計図書等 保証金 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1 |
| 設計図書等 保証3 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1 さいたま市都市局まちづくり推進部東浦和まちづくり事務所電話 048-873-4201 |
| 設計図書等 保証3 | 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区9-3号線外1路線)).pdf」ファイルを参照すること。 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |

さいたま市告示第1424号

さいたま市の発注する「別所公園トイレ改修工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり 公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める 参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア 別所公園トイレ改修工事 |
|------|------------------------------------|
| | イ 大北公園外2公園遊具再設置工事 |
| | ウ 御嶽公園外1公園遊具再設置工事 |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 却处 | 整理番号 | 04-9858-15 | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| | .万伝 形態 | 一般競争入札(電子) | | | | |
| - | | 単体企業 | | | | |
| 工事 | • | 別所公園トイレ改修工事 | | | | |
| | 場所 | さいたま市北区別所町地内 | | | | |
| | ·期間 · | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | |
| 概要 | | 撤去工一式 公園土工一式 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 園路広場整備工一式 施設整備工一式 仮設工一式 | | | | |
| 予定 | [価格(税込) | 39,919,000円 | | | | |
| 最低 | :制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | |
| 入村 | .書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | | |
| / • • | . E 1/C E /// 11/1 | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 開却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| 12 14 T | | 令和4年10月13日(木)午前10時30分 | | | | |
| か | 名簿登載業種等 | 造園工事業 A級 | | | | |
| 参加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | 加拉地區為 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - | | | | |
| 設 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | | |
| 計 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 計図 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月) 午前9時から | | | | |
| 計図書 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで | | | | |
| 計図 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 | | | | |
| 計図書等 保証 その | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午前9時から令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 保証 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保証 その | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 | | | | |
| 計図書等 保 - - - - - - - - - - - - - | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 - - - - - - - - - - - - - | 2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 | | | | |

| 大小 | 整理番号 | 04-9859-13 | | | | | |
|----------------------|--|---|--|--|--|--|--|
| | 登埕番5 <u> </u> | - 一般競争入札 (電子) | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | |
| 工事 | | 大北公園外2公園遊具再設置工事 | | | | | |
| | 場所 | さいたま市緑区東浦和3丁目地内外 | | | | | |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | |
| 概要 | | 施設撤去工一式 敷地造成工一式 防草シート敷設 59 ㎡ 植生シート敷設 32 ㎡ 人工芝敷設 28 ㎡ 土留工一式 斜面遊具設置 1 基 中型複合遊具設置 1 基 小型複合遊具設置 2 基 ロッキング遊具設置 2 基 ダスト舗装工 109 ㎡ ゴムチップ舗装工 20 ㎡ | | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 28,886,000円 | | | | | |
| 最低 | :制限価格 | 設定する | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | | |
| <i>></i> /4F | 1 413 2 13 7731113 | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | | |
| 入 村 | | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | | | |
| / • - | 6 J.C. ELI / // 163 | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | | |
| 盟却 | の場所及び目時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| ıЛI (TL | · · · · 勿川 / X ∪ · 日 • 吋 | 令和4年10月13日(木)午前10時40分 | | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 造園工事業 A級 | | | | | |
| 参加 | 1 4 4 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | □園工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下) | | | | | |
| 加資 | | | | | | | |
| 格格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | | |
| | = + W = /\ | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | | |
| | | る。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 外に提出を要する 書類 | | | | | | |
| 設 | | 電子配布 | | | | | |
| 設計 | 書類 | 電子配布 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 計 図 | 書類 閲覧等の方法及び | | | | | | |
| 計図書 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 計 図 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 令和4年9月26日 (月) から 令和4年 9月26日 (月) 午前9時から 令和4年10月 4日 (火) 午後5時まで | | | | | |
| 計図書等 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月)午前9時から 令和4年10月 4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) | | | | | |
| 計図書等保証 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月)午前9時から 令和4年10月 4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | | |
| 計図書等保証 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | | |
| 計図書等保証 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 | | | | | |
| 計図書等保証 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | | |
| 計図書等保証 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | |
| 計図書等保証 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | |
| 計図書等 保証 その | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 がたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | |
| 計図書等 保証 その | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 がかたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 | | | | | |
| 計図書等 保証 その | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局みどり公園推進部南部公園整備課 | | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 | | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局みどり公園推進部南部公園整備課 電話 048-840-6177 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 | | | | | |

| 契約 |]整理番号 | 04-9859-10 | | | | |
|------------------|---|---|--|--|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) | | | | |
| 参加 | 1形態 | 単体企業 | | | | |
| 工事 | | 御嶽公園外1公園遊具再設置工事 | | | | |
| 工事 | 場所 | さいたま市南区南浦和2丁目地内外 | | | | |
| | - | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | |
| 概要 | | 敷地造成工一式 作業土工一式 ダスト舗装工 57 ㎡ ゴムチップ舗装工 5 ㎡ | | | | |
| I) L | ` | 人工芝 26 ㎡ 遊具基礎工一式 大型滑り台設置 1 基 中型複合遊具設置 1 基 撤去工一式 | | | | |
| 予定 | 至価格(税込) | 28,633,000円 | | | | |
| | 品。 | 設定する | | | | |
| | 1申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | | |
| <i>></i> /41 | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | |
| 入村 | | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から | | | | |
| , • , • | - H 1/C H /// 1111 | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 盟利 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| 121 3 L | A MINING HIM | 令和4年10月13日(木)午前10時50分 | | | | |
| 4 | 名簿登載業種等 | 造園工事業 A級 | | | | |
| 参加 | 11件亚州水区(| 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | // 压起巨力 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 施工宝繕竿 | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - | | | | |
| 設力 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | | |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布合和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から | | | | |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布合和4年9月26日(月)から合和4年9月26日(月)から合和4年10月 4日(火)午前9時から合和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 垂及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布合和4年9月26日(月)から合和4年9月26日(月)午前9時から合和4年10月4日(火)午後5時まで合和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 垂及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 垂及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 垂及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)年前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 垂及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 垂及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 | | | | |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 垂及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 その | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | | |
| 計図書等 保 その 工事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 任金及び支払方法)他 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) | | | | |
| 計図書等 保 その 工事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局みどり公園推進部南部公園整備課電話 048-840-6177 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | |
| 計図書等 保 その 工事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 任金及び支払方法)他 | 件を満たすこと。 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) | | | | |

さいたま市告示第1425号

さいたま市の発注する「道場三室線2工区街路整備工事(R4-2)(2債)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア 道場三室線2工区街路整備工事(R4-2)(2債) |
|------|------------------------------------|
| | イ 大谷口排水区下水道工事(南建-R4-2004) |
| | ウ 産業道路原山工区雨水貯留施設整備工事(R4)(2債) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 却約 | 整理番号 | 0 4 - 4 4 5 9 - 1 5 | | | | |
|--------------|-----------------------|--|--|--|--|--|
| | , ,方法 | 一般競争入札(電子) | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | |
| 工事名 | | 道場三室線2工区街路整備工事(R4-2)(2債) | | | | |
| 工事場所 | | 担場二至禄21区街路登伽工事(R4-2)(2頃) さいたま市桜区中島1丁目地内外 | | | | |
| 五事物所 履行期間 | | 契約確定の日から令和6年3月8日まで | | | | |
| 概要 | | 延長 260m 幅員 30~37.5m 道路改良一式 道路土工 2560 ㎡ 地盤改良工 2500 | | | | |
| 似女 | | 加速 | | | | |
| 予定価格(税込) | | 事後公表 | | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から | | | | |
| | 7 100 2 1 1 7 7 1 1 2 | 令和4年10月17日(月)午後5時まで | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月18日(火)午前9時から | | | | |
| | | 令和4年10月19日(水)午後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| | | 令和4年10月20日(木)午後2時00分 | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 | | | | |
| 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | る。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | |
| | 書類 | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 図書 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | |
| 等 | 55 00 m 65 40 m | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| /□ === | 質問回答期日 | 令和4年10月17日(月) | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 7 | <i>t</i> .1. | 証金 証金 証金 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | |
| | | る。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | |
| | | ・本工事に保る人代は、一扱りガスにより美地する。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約 | | | | |
| | | 日以降に請求できる。 | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | |
| | | 対象案件である。 | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 | | | | |
| | | さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 | | | | |
| | | 電話 048-840-6212 | | | | |
| 契約 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | |
| | | -···· | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 04-4487-26 | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | |
| 工事名 | | 大谷口排水区下水道工事(南建-R4-2004) | | | |
| | | さいたま市南区大字大谷口地内 | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | |
| 概要 | | 延長 120.80m 管きよ工 推進(管径 1350mm、鉄筋コンクリート管) 107.36m | | | |
| 190 9 | | 矩形人孔設置工 2 箇所 | | | |
| 予定価格(税込) | | 事後公表 | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月13日(木)午前9時から | | | |
| <i>></i> /•F | 1 413 2 13 7931113 | 令和4年10月17日(月)午後5時まで | | | |
| 入村 | | 令和4年10月18日(火)午前9時から | | | |
| , •,- | . E 1/C E /// 11/1 | 令和4年10月19日(水)午後5時まで | | | |
| 開相 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | |
|) · · · · · | | 令和4年10月20日(木)午後2時10分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 | | | |
| 加 | ,,,,, | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | |
| 格 | | ₹. | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | |
| | | 平公百日にわいて、貝俗日名傳に盆敷さ46に甲胡尹未別の別は地が上記に小り安 | | | |
| | | 本公司において、賃借有名簿に登載された申請事業所の所任地が上記にかり安 件を満たすこと。 | | | |
| | 施工実績等 | | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 | | | |
| | 施工実績等 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成 | | | |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい | | | |
| | | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | |
| 設 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | |
| 設計 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - | | | |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から | | | |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) | | | |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布合和4年9月26日(月)から合和4年9月26日(月)午前9時から合和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等 保 その | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 件を満たすこと。 | | | |
| 計図書等 保 そ 工 工 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日金及び支払方法 他 | 件を満たすこと。 | | | |

| 2約 |)整理番号 | 0 4 - 4 4 5 9 | $y - 1 \ 6$ | | | | | |
|------------------|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | | | |
| 多加 | 形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 匚事 | | 産業道路原山工区雨水貯留施設整備工事(R4)(2債) | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市緑区太田窪3丁目地内 | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日か | 3ら令和5年7 | 月31日ま | きで | | | |
| 概要 | | 延長 85.1m 管きょ工 開削 (φ2400、鉄筋コンクリート管) 74.2m 圧入二工 程推進 (φ300、低耐荷力) 10.9m マンホールエ 矩形組み立てマンホール 2 箇 | | | | | | |
| | | 所 舗装工一式 | | | / W / / L | たカクルユの | <u> </u> | / / / / 百 |
| 予定価格 (税込) | | 事後公表 | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | |
| 多加 | 1申請受付期間 | 令和4年10月 | | | | | | |
| | | 令和4年10月 | | | | | | |
| 乀札 | 」書提出期間 | 令和4年10月 | | | | | | |
| | | 令和4年10月 | | | | | | |
| 昇札 | 」の場所及び日時 | さいたま市浦和 | | | | 可役所 プ | 人札室 | |
| | I | 令和4年10月 | | 午後2時2 | 20分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S | | | | | | |
| 加 | | 本公告目におい | | | | | | |
| 資 恪 | | 「資格者名簿」 | という。) に | 、上記に示 | です業種及び | ド等級で登 | 登載された者 | であるこ |
| rp | | ٤. | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に | | | | | | |
| | | 本公告目におい | いて、資格者名 | 簿に登載さ | された申請事 | 事業所の原 | 所在地が上記 | に示す要 |
| | | かた ナンナン し | د | | | | | |
| | | 件を満たすこと | • | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木 | ・ に工事について | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木成検査結果及び | ・工事について ドエ事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評算 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木 | ・工事について ドエ事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評算 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| | | 本市発注の土木成検査結果及び | ・工事について ドエ事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評算 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の土木 成検査結果及び いないこと。な | ・工事について ドエ事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評別 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の土木 成検査結果及び いないこと。な る。 | ・工事について ドエ事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評別 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | 本市発注の土木 成検査結果及ひ いないこと。な る。 | ・工事について ドエ事成績評定 | 結果通知書 | 書」の「評別 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の土木成検査結果及びいないこと。なる。 | ・ 工事について ド工事成績評定 なお、期間の算 | 結果通知書定に当たっ | 書」の「評別 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| 計 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | 本市発注の土木 成検査結果及ひいないこと。な る。 - 電子配布 令和4年9月2 | T 工事について T 工事成績評定 はお、期間の算 はお、期間の算 | 結果通知書 定に当たっ | 書」の「評算 っては、当該 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| 計 図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の土木成検査結果及びいないこと。なる。 | T 工事について T 工事成績評定 はお、期間の算 はお、期間の算 | 結果通知書 定に当たっ | 書」の「評算 っては、当該 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| 計 図 書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木 成検査結果及ひいないこと。な る。 - 電子配布 令和4年9月2 | 式工事について ボ工事成績評定 にお、期間の算 26日(月)か 126日(月) | 結果通知書 定に当た。 ら 午前 9 時か | 書」の「評別 ortは、当該 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木 成検査結果及ひいないこと。なる。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年 9月 | T事について T事成績評定 はお、期間の算 26日(月)か 126日(月) 126日(水) | 結果通知書 定に当た。 ら 午前 9 時か | 書」の「評別 ortは、当該 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| 設計図書等に証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木 成検査結果及ひいないこと。なる。 一 電子配布 令和4年9月2 令和4年 9月 令和4年10月 | 工事について工事成績評定お、期間の算26日(月)か12日(水)17日(月) | 結果通知書 定に当たっ ら 午前9時か 午後5時ま | 書」の「評別 ortは、当該 | ヹ点合計」 | が 6 5 点を | 下回って |
| 計図書等 一証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木 成検査結果及びいないこと。なる。 一 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 免除 | T事について T事成績評定 A | 結果通知書 定に当たっ ら 午後 5 時ま 年 要 | 書」の「評策 っては、当該 ら を で 前金払 | 至点合計」 該通知書 <i>0</i> | が65点を の通知日を基 | 下回って準とす |
| 計図書等 一証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木 成検査結果及びいないこと。なる。 一 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 た配金 | T事について T事成績評定 A | 結果通知書 定に当たっ ら 午後 5 時ま 年 要 | 書」の「評策 っては、当該 ら を で 前金払 | 至点合計」 該通知書 <i>0</i> | が65点を の通知日を基 | 下回って準とす |
| 計図書等 一証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木 成検査結果及びいないこと。なる。 一 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 令和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 へ和4年10月 | Tan Ta | 結果通知書 定に当たっ 与前9時か 午後5時ま 休2日試行 | ま」の「評別の「評別の「記録」の「記録」の「記録」の「記録」である。 「記録」の「記録」の「記録」の「記録」の「記録」の「記録」の「記録」の「記録」の | 至点合計」 変通知書の 有 主者希望型 | が65点を基の通知日を基部分払 型)」の対象 | 下回って準とす |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木 成検査結果及びいないこと。なる。 一 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 免除 証金 ・本工事は、る。 | T事についてに T事成績の T事成績の T事成績の T | 結果通知 ら 年後 5 年後 5 年後 5 年後 5 年後 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 書」の「評別 の「当記 らで 前金払 で 工事 に な で す て り で し り で し り り り り り り り り り り り り り り | 至点合計」 を通知書の 有 者 を を を を を を の ま を の ま の を の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 | が65点を基の通知日を基部分払型)」の対象型)」の対象 | 下回って準とす |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木 成検査結果及びいないこと。なる。 一電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 免除 証金・本工事は、る。 ・本工事に係る | 工事についてに 下工事成績のの にお、期間の算 にはお、期間の算 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 | 結果通知 ら 年後 5 年後 5 年後 5 年後 5 年後 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 十次 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 書」の「評別 の「当記 らで 前金払 で 工事 に な で す て り で し り で し り り り り り り り り り り り り り り | 至点合計」 を通知書の 有 者 を を を を を を の ま を の ま の を の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 | が65点を基の通知日を基部分払型)」の対象型)」の対象 | 下回って準とす |
| 計図書等 一証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木成検査結果及びいない。 なる。 - 電子配布 令和4年9月2 令和4年10月 令和4年10月 入札保 を証金 ・本工事に係るア又はイの落札 | Tan Ta | 結果通知ら午午要日式ら前5555方55555よよ <td< td=""><td>書」の「評別の「部別の「当記の」の「当記の「当記の」のでは、当記のでは、当には、当には、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言い</td><td>三点合計」 点合計 の 有 者 発 望 型 の 大札に関す</td><td>が65点を基の通知日を基部分払 の対象 別表に掲げを延げる開札を延</td><td>下準とす</td></td<> | 書」の「評別の「部別の「当記の」の「当記の「当記の」のでは、当記のでは、当には、当には、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言い | 三点合計」 点合計 の 有 者 発 望 型 の 大札に関す | が65点を基の通知日を基部分払 の対象 別表に掲げを延げる開札を延 | 下準とす |
| 計図書等 一証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木成検査結果及びいなる。 一 電子配布 令和4年 9月2 令和4年 10月 令和4年 10月 へれ保証金 本工はイスの本でである。・本は、る。・本は、る。・本は、る。・本は、る。・本は、る。 | T T T T T T T T T T | 結果通知ら午午要日式ら前5555方55555よよ <td< td=""><td>書」の「評別の「部別の「当記の」の「当記の「当記の」のでは、当記のでは、当には、当には、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言い</td><td>三点合計」 点合計 の 有 者 発 望 型 の 大札に関す</td><td>が65点を基の通知日を基部分払 の対象 別表に掲げを延げる開札を延</td><td>下準とす</td></td<> | 書」の「評別の「部別の「当記の」の「当記の「当記の」のでは、当記のでは、当には、当には、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言いは、言い | 三点合計」 点合計 の 有 者 発 望 型 の 大札に関す | が65点を基の通知日を基部分払 の対象 別表に掲げを延げる開札を延 | 下準とす |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木成検査結果及びいなる。 - 電子配布令和4年9月2令和4年10月令和4年10月入札保証金 ・本工はる場合が債務がある。 ・本工はる場合は債務がある。 ・本工はる場合は債務がある。 ・本工はる場合が債務がある。 ・本工はる場合が債務がある。 ・本工はる場合が債務 | T T T T T T T T T T | 結果ら午午中午中5前後要日式い5前後要日式い5方なするよる6まるよる7よるよる6よるよる7よるよる8よるよる8よるよる8よるよる8よるよる9よるよる9よるよる10よるよる10よるよる10よるよる10よるよる10よるよる10よるよる10よるよる10よるよる10よるよる10よるよる11よるよる12よるよる13よるよる14よるよる15よるよる15よるよる16よるよる17よるよる17よるよる17よるよる18よるよる17よるよる18よるよる17よるよる18よるよる18よるよる18よるよる18よるよる18よるよる18よるよる18よるよる18よるよる18よるよる | まって いまで 前 事 施本件、ス でする。また、ス | 三点を通 有者の関する。 本者の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本の関する。 本本のは、 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本本のは 本を 本を 本を 本を 本を 本を 本を 本を 本を 本を | が65点を基の通知日を基部分払 部分 がる がら の 対象 がら | 下準とす |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発音によるなる。 - 電台の 4年9月2 | Tan | 結定ら午午休けら案アンカー所後要2式いでプシー大な件ップシーでプシー | まって いた が表 が表 が表 が表 が表 が表 が表 が表 が表 が表 | E 点 | が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 | 下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か |
| 計図書等「証」の | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本成ななる。 - 電台 10月 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | T | 結定ら午午休けら案ア隔前5要2方な件ッ臨おするする大なでプ場はことよる | まっかと上かとここかとかとかとここかと </td <td>E 点</td> <td>が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表</td> <td>下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か</td> | E 点 | が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 | 下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か |
| 計図書等「証」の | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本成ないる。 一電令和4年10月 令和4年10月 令和4年10月 令和4年年10月 令和4年年10月 令和4年年10月 令和4年末年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年 | T | 結定ら午午休けら案ア隔目前後要2方な件ッ臨7場まなける。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなります。100まなりままままままままままままままままままままままままままままままままままま | まっていた工りは、まいましましまいた一工りは、まいよろエリスまたたる大りまたたる大りまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたまたまた | E 点 | が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 | 下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か |
| 計図書等 一証 の | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本成いる。 一 電令の一 電 令の一 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の | Tan Ta | 結定ら午午体けら案ア隔目務111211311411521521621732821823933933133133133133233333333433533633733833933 <td>まっていた工りは、まいましましまいた一工りは、まいよろエリスまたたる大りまたたる大りまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたまたまた</td> <td>E 点</td> <td>が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表</td> <td>下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か</td> | まっていた工りは、まいましましまいた一工りは、まいよろエリスまたたる大りまたたる大りまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたまたまた | E 点 | が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 | 下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か |
| 計図書等 証 の 事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本成いる。 一電令和4年10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 | Tan T | 結定ら午午休けら案ア隔目務1頭当前後要2方な件ッ臨7所2おおいでプ場番道111213232334343545565767778797< | まっていた工りは、まいましましまいた一工りは、まいよろエリスまたたる大りまたたる大りまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたまたまた | E 点 | が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 | 下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か |
| 計図書等 証 の 事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本成いる。 一 電令の一 電 令の一 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の | Tan Ta | 結定ら午午休けら案 ア隔 目務1 名期出前後 要 2 方な 件 ッ臨 7所2 番知力日 式い で プ場 番道 4日 式 にと あ シに 1 路 子 る シ ほ (を | まっていた工りは、まいましましまいた一工りは、まいよろエリスまたたる大りまたたる大りまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたたるこれまたまたまた | E 点 | が65点を基部の通知日を基準の対象を表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 | 下準 有 案 対期 等 で 工は 契 は 契 か り か か か か か か か か か か か か か か か か か |

さいたま市告示第1426号

さいたま市の発注する「電線共同溝整備工事(一般県道鴻巣桶川さいたま線・R4宮町工区)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア 電線共同溝整備工事(一般県道鴻巣桶川さいたま線・R4宮町工区) |
|------|------------------------------------|
| | イ 主要地方道さいたま春日部線岩槻橋仮設道路整備工事(R4) |
| | ウ 江川土地区画整理事業 調整池排水機場築造工事(R4) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| より | 整理番号 | 0 4 - 4 3 5 6 - 8 2 | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|--|
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | |
| 工事名 | | 単体企業 電線共同溝整備工事(一般県道鴻巣桶川さいたま線・R4宮町工区) | | | | |
| 工事場所 | | ・電極共同傳発備工事 (一板県道橋巣備川さいたま様・K4宮町工区)さいたま市大宮区宮町2丁目地内外 | | | | |
| <u>工事物//</u> 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年3月24日まで | | | | |
| 概要 | | 延長 348m 土工一式 管路工 (通信 FA ϕ 150) 312m (通信ボディ ϕ 150) | | | | |
| 似 女 | · | 134m (通信ボディφ200) 161m (電力φ130) 544m (電力φ100) 716m 特殊部7箇所 地上機器桝・通信接続桝・分岐桝18箇所 舗装工一式 仮設工一式 | | | | |
| 予定 | (| 111,452,000円 | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から | | | | |
| | | 令和4年10月17日(月)午後5時まで | | | | |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月18日(火)午前9時から | | | | |
| | | 令和4年10月19日(水)午後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| | | 令和4年10月20日(木)午後2時30分 | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 | | | | |
| 参加資格 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | 771111111111111111111111111111111111111 | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | 施工実績等 2 に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| 設 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| 設計 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 | | | | |
| 計図書 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 計図 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) | | | | |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払有の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払有の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等保証 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 部分払 有 第金 | | | | |
| 計図書等 保 その 工事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 前金払 「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 | | | | |
| 計図書等 保 その 工事 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 | | | | |

| 契約 | 整理番号 | 04-4359-18 | | | | | |
|------------|----------|--|-------------|--|--|--|--|
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | | | |
| 工事名 | | 主要地方道さいたま春日部線岩槻橋仮設道路整備工事(R4) | | | | | |
| 工事場所 | | 主要地方追さいたま香口部緑石機愉仮設追路登開工事(1847) さいたま市岩槻区南平野3丁目地内外 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 履行期間 概要 | | 契約確定の日から令和5年3月24日まで 延長 (本線部)230.6m (市道部)83.6m 土工一式 法面工290㎡ 排水構 | | | | | |
| 恢 安 | | 世長 (本縁部) 230.6m (用道部) 83.6m 工工一式 法面工 290 m 造物工 189m 舗装工 3002 m 防護柵設置工 546m 照明工 33 基 交通信式 区画線工 1621m 構造物撤去工一式 作業ヤード整備工一式 仮設工 | 言号工一 | | | | |
| 予定 | 価格(税込) | 事後公表 | | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から 令和4年10月17日(月)午後5時まで | | | | | |
| 7 +1 | 書提出期間 | 令和4年10月17日(A) 干後3時まじ 令和4年10月18日(火) 午前9時から | | | | | |
| ハイし | 音)近山州间 | | | | | | |
| 目目 十1 | の担託など口吐 | 令和4年10月19日(水)午後5時まで | | | | | |
| 刑化 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | |
| | 力燃水业业任务 | 令和4年10月20日(木)午後2時40分 | | | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 | <i>bb</i> : | | | | |
| 加 資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名 | | | | | |
| 頁 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者 | であるこ | | | | |
| ты | | <u> </u> | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記 | に示す要 | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告目以前3箇月において、通知した | | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を | 下回って | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基 | 準とす | | | | |
| | | る。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | _ | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | | |
| | 書類 | | | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | | |
| 書等 | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | | |
| 寸 | 質問回答期日 | 令和4年10月17日(月) | | | | | |
| 呆証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 | 有 | | | | |
| | | 証金 | | | | | |
| その | 他 | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | | | |
| | | 対象案件である。 | . – | | | | |
| 工事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | | |
| _ , | . — | さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 | | | | | |
| | | 電話 048-646-3211 | | | | | |
| | 担当課 | 電話 048-646-3211 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | |
| ベル) | 15 日 怀 | さいたま巾用和区吊盤6J目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | |

| #11 XX | 救理釆具 | 04-3292-9 | | | | |
|-------------|--|---|--|--|--|--|
| 契約整理番号 入札方法 | | 一般競争入札(電子) | | | | |
| 参加形態 工事名 | | 単体企業 | | | | |
| | | 江川土地区画整理事業 調整池排水機場築造工事(R4) | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市岩槻区宮町1丁目地内 | | | | |
| 工事場別 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | |
| 概要 | | 土工 盛土工 340 m ³ 仮設工 鋼矢板設置工 (VL型、L=24.5) 24 枚 地盤改 | | | | |
| ベ 安 | | 良工 高圧噴射撹拌工 (φ2500、L=24.0)8本 (φ2500、L=13.0)2本 | | | | |
| | (価格 (税込) | 事後公表 | | | | |
| | :制限価格 | 設定する | | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月13日(木)午前9時から 令和4年10月17日(月)午後5時まで | | | | |
| 入 村 | .書提出期間 | 令和4年10月18日 (火) 午前9時から | | | | |
| / (10 | | 令和4年10月19日(水)午後5時まで | | | | |
| 盟却 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | |
| ם וינוען | | 令和4年10月20日(木)午後2時50分 | | | | |
| - | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 | | | | |
| 参 加 | 石舟立教术主节 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | | |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | | |
| 格 | | と。 | | | | |
| | 所在地区分 | - こ。 - さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | |
| | MENEZA | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | | 5. | | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | | |
| | | | | | | |
| | 書類 | | | | | |
| ⇒πı | 書類 関覧等の方法及び | 電子配布 | | | | |
| 設計 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 計 | 閲覧等の方法及び 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | | |
| 計図書 | 閲覧等の方法及び | 令和4年9月26日(月)から令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | |
| 計 図 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 令和4年9月26日(月)から令和4年 9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 計図書等 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 令和4年9月26日(月)から令和4年 9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで令和4年10月17日(月) | | | | |
| 計図書等 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 令和4年9月26日(月)から令和4年 9月26日(月)午前9時から令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | | |
| 計図書等保証 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | | |
| 計図書等保証 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等保証 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イ | | | | |
| 計図書等保証 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場 | | | | |
| 計図書等保証 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日 (月) から 令和4年 9月26日 (月) 午前9時から 令和4年10月12日 (水) 午後5時まで 令和4年10月17日 (月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イ の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場 合がある。 | | | | |
| 計図書等保証 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 保 そ 工事 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 令和4年9月26日 (月) から 令和4年9月26日 (月) 午前9時から 令和4年10月12日 (水) 午後5時まで 令和4年10月17日 (月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |
| 計図書等 保 そ 工事 | 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで 令和4年10月17日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 | | | | |

さいたま市告示第1427号

さいたま市の発注する「芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R4-1005)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める 参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア 芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R4-1005) |
|------|------------------------------------|
| | イ スマイルロード整備工事 (R4市道30502号線外) |
| | ウ スマイルロード整備工事(R4市道10779号線外) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 契約 | 整理番号 | 04-4387-36 | | | |
|--------------|----------|--|--|--|--|
| | | 一般競争入札(電子) | | | |
| | 形態 | 単体企業 | | | |
| 工事 | | 芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R4-1005) | | | |
| | | さいたま市見沼区大字御蔵地内 | | | |
| 工事場所 履行期間 | | | | | |
| 概要 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | |
| 陇安 | | 延長 311.5m 管きょ工 開削 (φ200、硬質塩ビ管) 311.5m マンホールエ 組立 0 号マンホール 4 箇所 組立 1 号マンホール 8 箇所 小型マンホール 2 箇所 取付管工 取付管 35 箇所 付帯工一式 | | | |
| 予定価格(税込) | | 事後公表 | | | |
| | 制限価格 | 設定する | | | |
| | 申請受付期間 | 0 | | | |
| 沙 //□ | 中间文门规则 | 令和4年10月3日(赤) 午前5時から 令和4年10月7日(金) 午後5時まで | | | |
| 7 +1 | | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から | | | |
| ノヘイレ | 青灰山州间 | つれ4年10月11日 (火) 干削9時から 令和4年10月12日 (水) 午後5時まで | | | |
| 日日 十1 | の担託などには | | | | |
| 刑 个L | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | |
| | 名簿登載業種等 | 令和 4 年 1 0 月 1 3 日 (木) 午後 2 時 5 0 分 | | | |
| 参 | 石 | 土木工事業 B級 | | | |
| 加資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | |
| 貝 格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | |
| ТН | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | |
| | | 区)に、本店を有していること。 | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | |
| | | る。 | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | |
| | 書類 | | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 | | | |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から | | | |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | |
| 書等 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | |
| 寸 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 | | | |
| | | 証金 | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | |
| - | ,_ | \$. | | | |
| | | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | |
| | | 対象案件である。 | | | |
| 丁車 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | |
| + | 1→ → H/L | さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 | | | |
| | | 電話 048-646-3263 | | | |
| 却幼 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | |
| 大小 | 1二 = | さいたま巾佣和区市盤の丁日4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | |
| | | し車語 しょろー829-1180 | | | |

| ≢ 刀 ψ4 | 乾细乎只 | 0.4.4.2.6.5.0.0 |
|--------------------|-----------------------------|--|
| _ | 整理番号 | 04-4365-98 |
| 入札方法 参加形態 | | 一般競争入札(電子) |
| | | 単体企業 |
| 工事 | | スマイルロード整備工事(R4市道30502号線外) |
| | 場所 | さいたま市北区吉野町2丁目地内 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 413.9m 幅員 6.0~7.0m 道路土工一式 排 |
| | | 水構造物工 L形側溝 (300) 436m L形集水桝 25 箇所 舗装工 表層 (再生密 |
| | | 粒度 As-20、t=5cm) 1860 m ² 上層路盤 (RM-40、15cm) 137 m ² 下層路盤 (RC- |
| | /m lb (4%) =) | 40、t=9cm、19cm)138 m ² 付帯工一式 |
| 予定価格(税込) 最低制限価格 | | 事後公表 |
| | | 設定する |
| 参川 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から |
| → 1-1-1 | - 1 -4-0 1140 88 | 令和4年10月7日(金)午後5時まで |
| 八化 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から |
| 14 日日 | の担訴ながり吐 | 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| 用札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月13日(木)午後3時00分 |
| | 名簿登載業種等 | 〒和4年10月13日 (木) 午後3時00分 土木工事業 B級 |
| 参 | 1 | 上个上事業 |
| 加資 | | |
| 格 | | 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | 771工地区为 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | 体公司日において、賃借有有得に登載された中間事業別の別任地が上記にがり安 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 旭工大順寸 | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 5. |
| | 2に掲げるもの以 | _ |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から |
| 図 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から |
| 書等 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで |
| 7 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| | | 証金 証金 |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| | | る。 |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | | する。 |
| | | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | | アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する |
| | | 場合がある。 |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| | +□ \V ∃⊞ | 対象案件である。 |
| 上事 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | | ないたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 0.48-6.46-2.2.2.2 |
| 主刀 かん | 扣水細 | 電話 048-646-3223 |
| 矢剂 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 0.48 - 82.0 - 1.18.0 |
| <u> </u> | | 電話 048-829-1180 |

| 却幼 | 救理采旦 | 0.4 - 4.2.6.5 - 1.0.0 | | | | |
|-------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| 契約整理番号 入札方法 | | 04-4365-100 一般競争入札 (電子) | | | | |
| <u> </u> | | | | | | |
| | | 単体企業 | | | | |
| 工事名 | | スマイルロード整備工事(R4市道10779号線外) | | | | |
| 工事 | | さいたま市北区吉野町1丁目地内 | | | | |
| 履行 | | 契約確定の日から令和5年2月24日まで | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 283.5m 幅員 5.5~6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺 U 形側溝 (深 300) 167m 舗装工 表層 (透水性 As (樹脂・消石灰入り)、t=5cm) 629 ㎡ 上層路盤 (C-30、14cm) 50 ㎡ 下層路盤 (RC- | | | | |
| | | 40、26cm) 50 ㎡ 路面切削工 (平均切削深さ 5cm) 【夜間】19 ㎡ 切削オーバーレイエ (再生粗粒度 As-20、平均切削深さ 12cm、t=7cm) 【夜間】864 ㎡ 表層工 (改質 II 型密粒度 As-20、t=5cm) 【夜間】883 ㎡ 付帯エー式 | | | | |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 | | | | |
| 最低 | 制限価格 | 設定する | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | | |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から 令和4年10月12日 (水) 午後5時まで | | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月13日(木)午後3時10分 | | | | |
| | 名簿登載業種等 | 七木工事業 B級 | | | | |
| 参加資格 | 石停 望 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | |
| | 所在地区分 | こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内 (西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | | |
| | | 区) に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | | |
| | | 件を満たすこと。 | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | | |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | る。 - | | | | |
| | _ 章規 閲覧等の方法及び | 雪 7 町 左 | | | | |
| 設 | | | | | | |
| 計 図 | 開始期日 質問受付期間 | 令和4年9月26日(月)から 令和4年 9月26日(月)午前9時から | | | | |
| 書等 | 頁问文刊 期间 | 令和4年 9月26日 (月) 午前9時から 令和4年10月 4日 (火) 午後5時まで | | | | |
| -77 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) | | | | |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金 | | | | |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ | | | | |
| | | る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | | |
| | | する。 | | | | |
| | | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中 | | | | |
| | | 止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の 対象案件である。 | | | | |
| 工事 | 担当課 | 対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | | |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 | | | | |
| ‡π ψム | +□ V/ ∋⊞ | 電話 048-646-3223 | | | | |
| 奖約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | | |

さいたま市告示第1428号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R4市道2365号線外)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定) の定めるところによる。

別表

| 対象工事 | ア スマイルロード整備工事 (R4市道2365号線外) |
|------|------------------------------------|
| | イ スマイルロード整備工事(R4市道10313号線外) |
| | ウ 岩槻区高曽根地区用排水路整備工事(末田88) |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

| 却始 | 敷珊 采 旦 | 0.4 - 4.2.6.5 - 1.0.2 | | | |
|-------------|--|---|--|--|--|
| 契約整理番号 入札方法 | | 04-4365-102 一般競争入札(電子) | | | |
| | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | |
| 工事 | | スマイルロード整備工事(R4市道2365号線外) | | | |
| 工事 | | さいたま市岩槻区大字平林寺地内外 | | | |
| 履行 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 192.0m 幅員 4.0m~6.0m 道路土工一式 | | | |
| | | 排水構造物工 長尺 U 形側溝 (深 300) 372m 角形集水桝 (□500、深 550) 4 箇 | | | |
| | | 所 横断暗渠 (300×240) 8m 舗装工 下層路盤 (RC-40) 117 m² 上層路盤 (| | | |
| | | C-30) 117 ㎡ 表層 (透水性 As-13 (樹脂・消石灰入)、t=5cm) 799 ㎡ (再 | | | |
| | - II. (4)() = \ | 生密粒度 As-20、t=5cm) 25 m ² 付帯工一式 | | | |
| | 価格(税込) | 事後公表 | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から | | | |
| | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで | | | |
| 人札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から | | | |
| HH 1.1 | о И II I I I I I I I I I I I I I I I I I | 令和4年10月12日(水)午後5時まで | | | |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | |
| | 12 th 24 th 24 th th | 令和4年10月13日(木)午後3時20分 | | | |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 | | | |
| 加資 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 | | | |
| 格格 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ | | | |
| ты | マナルドハ | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 | | | |
| | | 区)に、本店を有していること。 | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 | | | |
| | 11 1 1 | 件を満たすこと。 | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 | | | |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って | | | |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす | | | |
| | 0 12 141 16 7 3 0 10 | <u> </u> | | | |
| | 2に掲げるもの以 | | | | |
| | 外に提出を要する | | | | |
| | 書類 | - プェフナ・ | | | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | | | | |
| 計図 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から 今和4年9月26日(月)から | | | |
| 書 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日 (月) 午前9時から | | | |
| 書等 | 新用口 然 | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで | | | |
| /□ =- | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | |
| 保祉 | 金及び支払方法 | 入札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有 | | | |
| 7 1 | lila | 証金 証金 | | | |
| その | 1也 | ・本工事は、「さいだま巾週休2日試行工事(発社有指定型)」の対象条件であ る。 | | | |
| | | ♡。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 | | | |
| | | ・ 本工事は、 | | | |
| | | ^ る。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | |
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の | | | |
| | | 対象案件である。 | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 | | | |
| ユヂ | 1 H/L | さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 | | | |
| | | 電話 048-646-3223 | | | |
| 契約 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | |
| 入かり | 1 H/L | さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | |
| | | 電話 048-829-1180 | | | |
| | | Ham 0 10 0 20 1 1 0 0 | | | |

| I 44 | | |
|--------------------|----------------------|--|
| 契約整理番号 | | 04-4365-97 |
| 入札方法 | | 一般競争入札 (電子) |
| 参加 | 形態 | 単体企業 |
| 工事 | 名 | スマイルロード整備工事(R4市道10313号線外) |
| 工事 | 場所 | さいたま市北区植竹町2丁目地内外 |
| 履行 | 期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長 452.0m 幅員 4.1m、5.5m~8.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺 U 形側溝 (300型) 235m 角形集水桝 (□500、深550) 4 箇所 横断暗渠 (300×240) 5m 切回し側溝 (逃げ400、逃げ600) 5 箇所 撤去工、舗装工 下層路盤 (RC-40、t=15 cm) 81 ㎡ 上層路盤 (C-30、t=10 cm) 81 ㎡ 表層 (透水性As-13 (樹脂・消石灰入り)、t=5 cm) 408 ㎡ 路面切削 (平均切削深 t=5 cm) 1920 ㎡ 表層 (再生密粒度 As-20、t=5 cm) 1920 ㎡ 付帯工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| | 制限価格 | 設定する |
| | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から |
| | 1 813 20 10 777 1119 | 令和4年10月7日(金)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日 (火) 午前9時から 令和4年10月12日 (水) 午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | | 令和4年10月13日(木)午後3時30分 |
| 参 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 加 | 7777 | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | كر المراق المر |
| | 所在地区分 | - ° - ° さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | が圧地色力 | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | |
| | ** | 件を満たすこと。 オンボロハギのダロスカンマーズ加入ホ「工事な |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完」 |
| | | 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | | いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | <u>る。</u> |
| | 2に掲げるもの以 | |
| | 外に提出を要する | |
| | 書類 | |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から |
| 図書等 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から |
| 書 | | 令和4年10月 4日(火)午後5時まで |
| 寸 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| | | 証金 証金 |
| その | 他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ |
| | | 5. |
| | | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| | | する。 |
| | | ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 |
| | | アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する |
| | | 場合がある。 |
| | | - 物目がある。 - ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| | | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の |
| | | ・ |
| 一十十 | 扣水細 | |
| 上争 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| | | さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 |
| -1-11 . | Δn // ⇒m | 電話 048-646-3223 |
| 契約 | 担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| | | さいたま市財政局契約管理部契約課 |
| I | | 電話 048-829-1180 |

| ±n 44. | ** 型亚目 | |
|------------|---|--|
| | 整理番号 | 0 4 - 4 6 5 6 - 1 0 |
| 入札方法 | | 一般競争入札(電子) |
| 参加形態 | | 単体企業 |
| 工事名 | | 岩槻区高曽根地区用排水路整備工事(末田88) |
| 工事 | 場所 | さいたま市岩槻区大字高曽根地内 |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | | 延長 333m 土工一式 水路工 333m 舗装工一式 撤去工一式 仮設工一式 |
| 予定 | 価格 (税込) | 事後公表 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から |
| | | 令和4年10月7日(金)午後5時まで |
| 入札 | 書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から |
| | | 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |
| | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | 令和4年10月13日(木)午後3時40分 |
| 杂 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 |
| 参 加 | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 |
| 資 | | 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ |
| 格 | | と。 |
| | 所在地区分 | こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻 |
| | // IL/E/E/A | 区)に、本店を有していること。 |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要 |
| | | |
| | | |
| | 施工宝繕竿 | 件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って |
| | 2に掲げるもの以 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2に掲げるもの以 外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす |
| | 2 に掲げるもの以外に提出を要する | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| 設 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布 |
| 計 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から |
| 計 図 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から |
| 計 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)年前9時から 令和4年10月 4日(火)午後5時まで |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和4年9月26日(月)から 令和4年9月26日(月)午前9時から 令和4年10月4日(火)午後5時まで 令和4年10月7日(金) |
| 計図書等 | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年 9月26日(月)午前9時から令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 契約保理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 |
| 計図書等 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要 前金払 有部分払 有正金・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要 前金払 有部分払 有正金・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払有の分払有 で本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 |
| 計図書等保証 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年9月26日(月)午前9時から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 |
| 計図書等保証のの | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月 4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払有の分払有 で本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 |
| 計図書等保証のの | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払 有部分払 有 正金・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| 計図書等保証のの | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払有部分払有 正金 前金払有の対抗である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 |
| 計図書等 保 そ 工 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払有部分払有 で本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、現場代理人の常財義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課 |
| 計図書等 保 そ 工 | 2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問回答期日 金及び支払方法 他 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時まで令和4年10月7日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金 前金金 |

さいたま市告示第1429号

さいたま市の発注する「道路詳細設計業務(一般県道新方須賀さいたま線(片柳東))」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める 参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
 - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - カ 管理技術者及び照査技術者(照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。) を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある 者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
 - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- 2 入札参加資格の確認
 - (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
 - (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
 - (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
 - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
 - (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札

候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、 入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格を もって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最 低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札 を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

| 契約 |)整理番号 | 0 4 - 4 3 5 6 - 8 3 |
|------|--|---|
| | .方法 | 一般競争入札 (電子) |
| | · <u>···································</u> | 単体企業 |
| 業務 | | 道路詳細設計業務(一般県道新方須賀さいたま線(片柳東)) |
| | 場所 | さいたま市見沼区片柳東地内外 |
| | 期間 | 契約確定の日から令和5年3月17日まで |
| 概要 | i | 歩道詳細設計 0.21 km L型擁壁詳細設計 1 箇所 中野橋側道橋詳細設計 側道橋(仮設橋)詳細設計 1 橋 締切橋側道橋詳細設計 側道橋詳細設計 1 橋 橋台工(逆T式橋台)1.7基 橋台基礎工(既製杭)1.7基 仮設構造物詳細設計 1.55基 路線測量 0.21 km 現地測量一式 |
| 予定 | 価格(税込) | 23,782,000円 |
| 最低 | 制限価格 | 設定する |
| 参加 | 1申請受付期間 | 令和4年10月5日(水)午前9時から 令和4年10月7日(金)午後5時まで |
| 入札 | .書提出期間 | 令和4年10月11日(火)午前9時から 令和4年10月12日(水)午後5時まで |
| 開札 | の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月13日(木)午前11時00分 |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント/道路 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を 満たすこと。 |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」の登録があること。 |
| | 業務実績等 | |
| | 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 | _ |
| 設 | 閲覧等の方法及び | 電子配布 |
| 計 | 開始期日 | 令和4年9月26日(月)から |
| 図書等 | 質問受付期間 | 令和4年 9月26日(月)午前9時から 令和4年10月 4日(火)午後5時まで |
| 寸 | 質問回答期日 | 令和4年10月7日(金) |
| 保証 | 金及び支払方法 | 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 証金 |
| その | 他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該 資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提 出すること。 |
| 業務 | 担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 |
| | | 電話 048-646-3207 |

さいたま市告示第1436号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和4年9月5日さいたま市告示第1347号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止としたので、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第14条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和4年9月5日さいたま市告示第1347号を次のとおり変更する。

令和4年9月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
 - (1) ア 契約整理番号 04-1746-4
 - イ 工事名 大原スポーツ広場排水施設改良工事
 - ウ 工事場所 さいたま市浦和区大原3丁目地内
 - エ 中止理由 設計図書に見直しの必要が生じたため
- 2 変更する一般競争入札及び変更箇所
 - (1) ア 別表
 - イ 変更内容

(ア)変更前

| 対象工事 | ア 上戸井橋 (下り) 補修工事 イ 大宮停車場大成線 (駅前工区) 道路整備工事 ウ 大原スポーツ広場排水施設改良工事 |
|------|--|
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 |
| | ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

(イ)変更後

| 対象工事 | ア 上戸井橋 (下り) 補修工事 イ 大宮停車場大成線 (駅前工区) 道路整備工事 |
|------|--|
| 概要 | 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。 |